

平成29年度版  
環境基本計画  
年次報告書  
(平成28年度実績)

北本市

# -目次-

<b>第1章</b>	<b>総説</b>	
第1節	北本市の概要	1
第2節	環境基本計画の概要	2
<b>第2章</b>	<b>環境の現状と対策</b>	
	長期的な目標 1	
	自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち	
1-1	雑木林や水辺など自然環境の保全と創造	4
1-2	多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造	6
1-3	豊かな農地の保全と創造	7
1-4	緑豊かな快適な都市環境の創造	9
	長期的な目標 2	
	資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち	
2-1	健康を支えるきれいな空気・水・土の維持	1 2
2-2	騒音・振動・悪臭の防止	1 5
2-3	4 R（ごみの減量・資源化）の推進	1 6
2-4	廃棄物の適正処理の推進	1 8
2-5	賢いエネルギー利用の推進（CO <sub>2</sub> 排出量の緩和）	1 9
2-6	環境にやさしい（低炭素型）まちづくりの推進	2 1
	長期的な目標 3	
	一人ひとりが輝く、環境の環（わ）をつくり広げるまち	
3-1	環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進	2 2
3-2	環境教育・環境学習の推進	2 2
3-3	環境を守り・育てる市民の環（わ）づくりの推進	2 3
3-4	環境情報の充実と提供・共有化の推進	2 4
	資料	
	・平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について（諮問）	2 7
	・平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について（答申）	2 8
	・平成 28 年度大気中の窒素酸化物調査結果と推移	2 9
	・平成 28 年度大気中・土壌中のダイオキシン類調査結果と推移	3 1
	・平成 28 年度河川・用排水路等の水質調査結果と推移	3 4
	・平成 28 年度大気中の放射性物質測定結果	3 6
	・北本市地球温暖化対策実行計画及び環境マネジメントシステムの実施報告書	3 7
	・用語解説	4 9

# 第1章 総説

## 第1節 北本市の概要

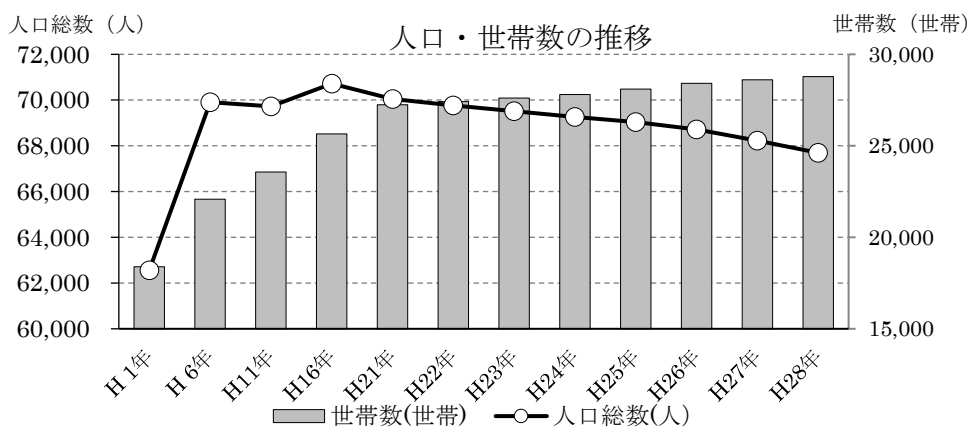
### 1 位置・交通

本市は、埼玉県平野部のほぼ中央部、東京都心から約45km圏に位置しています。東西5.8km、南北5.3km、面積19.82km<sup>2</sup>で、市域の大部分が大宮台地上のほぼ平坦な地形です。都心まで約50分の通勤圏にあり、ベッドタウンとして発展しています。主要交通としてJR高崎線、国道17号線及び中山道が市中央部を南北に縦断しています。また、市の南側を首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が東西に横断し、国道17号線を挟み桶川加納IC及び桶川北本ICが開設され、東名自動車道や中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道に直結しています。現在、圏央道へのアクセス向上や国道17号現道の慢性的な渋滞緩和を図るため、国道17号上尾道路の整備が進められており、埼玉県中央地域における道路ネットワークの形成に多くの期待が寄せられています。



### 2 人口

平成28年10月1日現在、人口は67,697人、世帯数28,792世帯、世帯当たり人員2.4人です。人口は、平成7年以降現在まで7万人前後の横ばい状況で推移していますが、平成16年の71,137人をピークに減少傾向となっています。



各年10月1日現在、住民基本台帳より

## 第2節 環境基本計画の概要

### 1 計画の目的

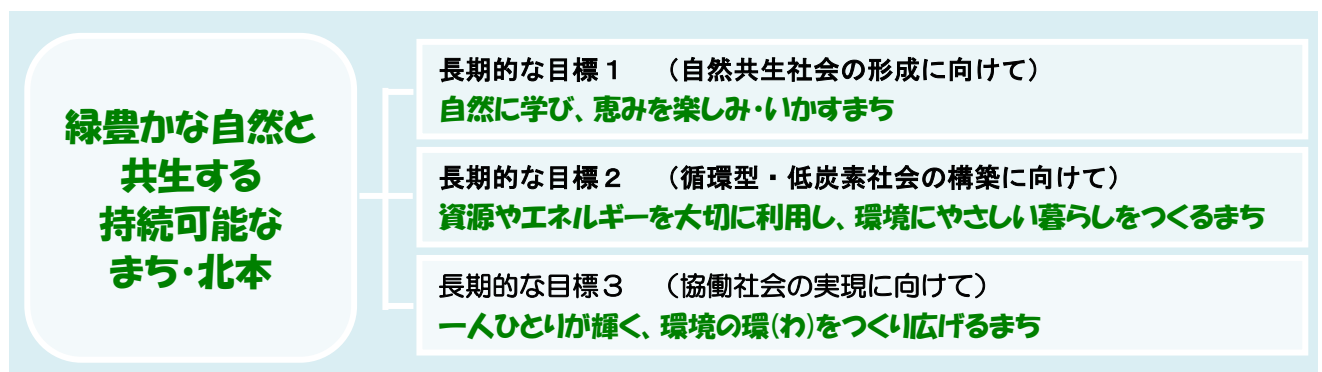
「環境基本計画」は、北本市環境基本条例第11条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。平成12年3月に「北本市環境基本計画（第一次）」を策定し、環境行政の推進を図ってきました。また、平成29年3月には新たな環境課題や社会情勢への対応を図っていくため、第二次北本市環境基本計画を策定しています。

【計画期間】平成28年度から平成37年度までの10年間

### 2 年次報告書の位置づけ

環境基本計画年次報告書は、北本市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を毎年作成するものです。また、環境基本計画の情報編・推進編として北本市の取り組みを進行管理するものです。

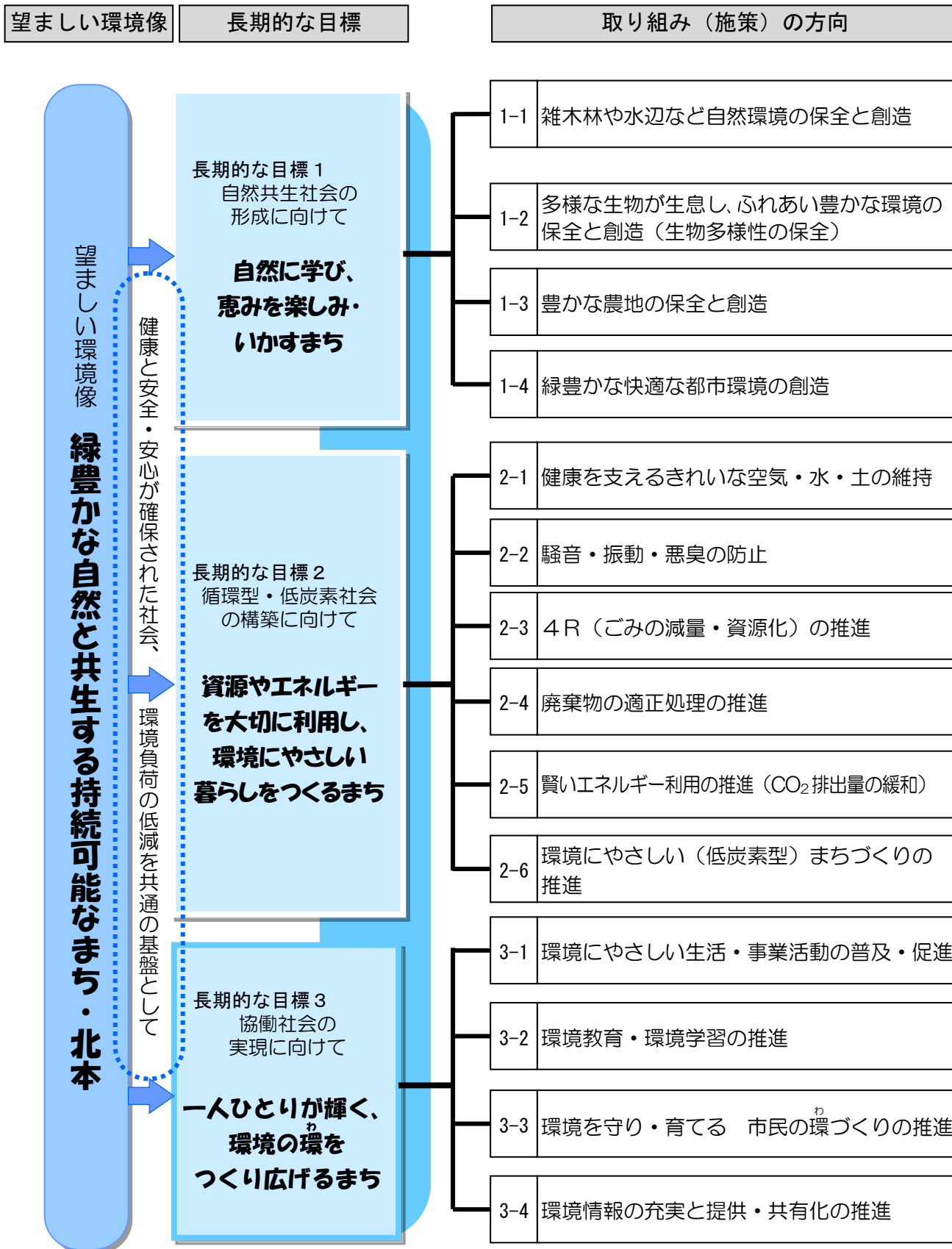
### 3 望ましい環境像と長期的な目標



「望ましい環境像」の実現のために、3つの「長期的な目標」のなかで市・市民・事業者・民間団体が協働して重点的に取り組んでいく必要がある取り組みを「協働プロジェクト」として位置づけています。



## 4 計画の体系



## 第2章 環境の現状と対策

### ▶長期的な目標1 自然に学び、恵みを楽しみ・いかすまち

#### 《協働プロジェクトI》

#### 雑木林・緑いきいきプロジェクト参考指標

参考指標	計画時(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	目標(平成37年度)
市全体の緑被率	48.2%	48.2%	48.2%	49%
市民1人あたりの都市公園面積	10 m <sup>2</sup>	10.1 m <sup>2</sup>	10.2 m <sup>2</sup>	11 m <sup>2</sup>
市民緑地の指定地区と面積	4地区、 2.04ha	4地区、 2.04ha	4地区、 2.04ha	5地区、 2.05ha
公園緑地の整備への満足度	33.4%	-	-	45%
《参考》憩いの場・安らげる場としての公園についての満足度	-	75.4%	72.4%	-

#### 1-1 雑木林や水辺など自然環境の保全と創造

##### ①雑木林や水辺などの自然が果たす役割等の啓発

###### ・第二次北本市環境基本計画の策定

第一次北本市環境基本計画の計画期間が平成27年度に終了するため第二次計画を策定し、概要版の全戸配布を行った。計画の中には、雑木林の役割等についても記載している。(担当：環境課)

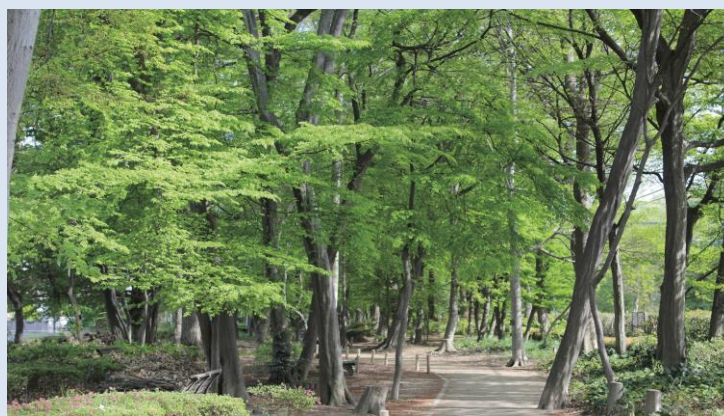
###### ・北本市観光協会による雑木林を活用したイベントの実施

北本市観光協会の運営を支援し、「北本夏のMORIMATSURI(森まつり)」や雑木林を活用したイベント「北本春の森めぐり」を開催することで、普段知られていない北本の魅力を市内外の多くの人々に発信することができた。(担当：産業振興課・北本市観光協会)

##### ②雑木林の保全と維持管理

###### ・中央緑地整備事業

北本中央緑地内の樹木のせん定や先行取得地の除草を行った。また、事業用地110 m<sup>2</sup>を取得し、用地取得率が85.2%となった。(担当：都市計画課)



▲中央緑地

・雑木林の維持・管理事業（指定管理事業）

北本中央緑地において平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、NPO 法人「北本雑木林の会」により、市民参加による雑木林管理が行われた。（担当：都市計画課）

イベント名	開催日・参加者数（平成 28 年度）
中学生雑木林保全ボランティア教室	下草刈り・落ち葉はき・苗木の植栽 6 月 12 日（日）、7 月 17 日（日）、11 月 20 日（日）、 12 月 18 日（日） 151 名
雑木林に親しむ集い	落ち葉集め・腐葉土作り・ネイチャーゲーム等 1 月 22 日（日） 自治会 60 名 会員 16 名
地元老人会と協働草刈	中止

・北本市緑の基本計画の改訂

都市緑地法第 4 条に基づき、市町村が都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に行うため、北本市緑の基本計画の改訂を行った。計画期間は平成 28 年度から平成 40 年度までの 13 年間となる。（担当：都市計画課）

③自然調査の推進

・平成 28 年度は実績なし（担当：環境課）

④自然性の高い水辺の保全と創造

・湧水地の把握

市内の横田薬師堂下湧水群と高尾宮岡の景観地内の計 2 箇所の湧水地について、環境省の湧水ポータルサイト及び埼玉県の電子版湧水地マップで公表している。（担当：文化財保護課・環境課）

⑤歴史的・文化的環境の保全と創造

・石戸蒲ザクラ保護管理事業

平成 21 年度から実施している土壌改良事業を一時休止し、樹勢の経過観察中である。日常管理のほか、枯枝等のせん定及び殺菌剤の塗布を実施し、樹勢環境の保護に努めた。平成 24 年度の「石戸蒲ザクラ保護及び周辺整備基本計画」の策定に基づき、板石塔婆収蔵庫改築に向け、用地測量、改築工事設計業務を行った。決算額 2,625(千円)（担当：文化財保護課）

・エドヒガンザクラ保護管理事業

エドヒガンザクラの枯枝除去等、消毒、支障木竹の伐採処分を実施した。決算額 108(千円)（担当：文化財保護課）

・ドウダンツツジ保護管理事業

ドウダンツツジの樹勢回復事業を実施。「フクラ緑化システム」による土中液肥噴射を 7 月 12 日、9 月 9 日、3 月 3 日の計 3 回実施し、土壌改良を図った。決算額 188(千円)（担当：文化財保護課）

・高尾カタクリ自生地の調査保存

カタクリ自生地での株数等の調査、増殖のための人工受粉・採種・播種を引き続き実施、個体

数の増加と周辺環境の保全に努めた。決算額 20(千円) (担当：文化財保護課)

・埋蔵文化財調査整理事業

個人住宅の建設、分譲住宅の建設、アパート等の開発事業に伴う範囲確認調査を 32 件実施した。うち、重機使用件数は 24 件だった。

発掘調査は石戸城跡第 4 次発掘調査、氷川神社北遺跡第 5 次発掘調査、No.82 遺跡第 2 次発掘調査、下宿遺跡第 8 次発掘調査を実施し、開発により消失する遺跡を記録保存することができた。

如意寺遺跡調査報告書、デーノタメ遺跡調査概要報告書を刊行した。また、発掘調査の出土遺物の整理、その他民俗文化財の資料整理を実施した。決算額 10,643 (千円) (担当:文化財保護課)

・遺跡等調査事業

デーノタメ遺跡の内容確認調査を行った。また、デーノタメ遺跡から出土した遺物について、詳細な分析調査を実施した。決算額 5,204 (千円) (担当：文化財保護課)

1-2 多様な生物が生息し、ふれあい豊かな環境の保全と創造(生物多様性の保全)

①生物多様性保全行動指針の作成と推進

・平成 28 年度は実績なし (担当：環境課)

②多様な生物が生育・生息する環境・生態系の保全と再生

・保護地区・保護樹木等の指定

北本市緑化推進要綱に基づき指定した保護地区・保護樹木に係る維持管理費等を「北本市緑化推進奨励金交付要綱」に基づき、土地所有者等に奨励金等を交付し、維持管理を支援することで自然環境の保護・保全を図った。

また、都市緑地法に基づく「市民緑地」を平成 22 年度に 2 地区、平成 23 年度に 1 地区、平成 26 年度に 1 地区指定している。決算額 239 (千円) (担当：都市計画課) 平成 28 年度末現在

保護地区	2 箇所 (西後保護地区 (0.68ha)、高尾阿弥陀堂保護地区 (0.35ha))
保護樹木	36 本
市民緑地	4 地区 (1 号 0.21ha、2 号 0.19ha、3 号 0.67ha、4 号 0.96ha)

・ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例の活用

埼玉県の「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」を活用し、市内 1 箇所 (高尾宮岡ふるさとの緑の景観地 5.48ha、(埼玉県緑のトラスト保全 8 号地 5.39ha を含む)) が県により指定されており、恵まれた自然環境と景観の保全に努めた。活動内容は 24 ページ参照 (担当：環境課)

・学校ビオトープ整備事業

例年南小学校のビオトープにおいてホタルを飼育していたが、ビオトープ内の環境変化によりホタルの数が激減し、保護者や市民等を対象に行っていた「ホタルの鑑賞会」は開催できなかった。現在、今後の検討を進めている。

東小学校では、平成 18 年度に児童のボランティアが手作りしたビオトープを自然委員会が管理・整備を行った。ビオトープでは、池にメダカが放流されており、かつて日本の里山に見られた自然の姿に児童が親しめるようになっている。今年度も 1・2 年生の生活科、3~6 年生の理科



等の環境学習でも活用し役立てることができた。南小、東小以外の小・中学校においては整備中となっており、今後の検討をしている。(担当：学校教育課)

### ③外来種及び鳥獣被害対策の推進

#### ・アライグマ防除実施事業

埼玉県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマの捕獲を行った。平成 28 年度のアライグマ捕獲件数は 56 件だった。(担当：環境課・産業振興課)

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
29 頭	33 頭	56 頭



▲アライグマ

#### ・有害鳥獣捕獲許可事業

住宅などに侵入した有害鳥獣に対し、鳥獣保護法に基づき捕獲の許可を行った。平成 28 年度の有害鳥獣捕獲許可件数は 4 件だった。(担当：環境課)

#### ・久保特定土地区画整理事業

平成 27 年度に引き続き、「オオタカ等保護指針」に基づき、営巣、繁殖等の生態調査を実施し、結果、当該区画整理地内において、営巣については確認されなかったが、採餌行動が確認されたことにより、引き続き事業進捗に伴い、周辺環境において継続的に注意を払い、適切な措置をとりながら、事業（関連工事等）を実施した。決算額（オオタカ調査委託費）73（千円）(担当：久保土地区画整理事務所)

## 1-3 豊かな農地の保全と創造

### ①有機農業の促進・環境保全型農業の推進

#### ・生産緑地制度の運用

地権者から生産緑地地区の買い取り申し出により、農家の買い取り希望について農業委員会を通じて斡旋を行った。(担当：都市計画課)

#### ・農業後継者団体への支援

前年度と同様に、農業後継者団体である北本市農業青年会議所が実施している、農業に関する知識や技術の習得を目的とした先進地への視察研修に対して、支援を行った。(担当：産業振興課)

#### ・認定農業者支援事業

北本市認定農業者協議会において、前年度と同様に先進地視察研修会を 2 回と講習会を開催し、農地利用集積に関連する制度等の周知を行った。また、本市で策定した人・農地プランでは、中心的な役割を担う農業者として、認定農業者が位置づけられている。(担当：産業振興課)

#### ・農地実態調査事業

前年度と同様に、担い手農家等への農地の利用集積を図るため、農家への働きかけを行った。その結果、平成 28 年度においては、新たに 36 件、6ha の農地について利用集積を図ることができた。(担当：産業振興課)

#### ・埼玉県特別栽培農産物認証取得制度の普及・啓発

平成 28 年度は、8 名の農業者が生産するねぎ・トマトについて、特別栽培農産物の認証を受け

ることができた。また、環境にやさしい農業生産への取り組みを行うエコファーマー制度の認定については、新規取得者はなく、総数としては7名である。(担当：産業振興課)

## ②地産地消の推進

### ・北本農産物の直売事業

前年度に引き続き、農産物直売所である「桜国屋」の運営を委託し、市内産農産物の販売促進を図った。売上額は303,716千円と、前年度比10%増となった。また、遊休農地や不耕作地の解消、地域食文化の保全、農業者と住民との交流促進、雇用の創出、市内観光の増進、地産地消の推進等を目的として、「北本さんた亭」の運営も委託している。平成28年度の売上額は、23,786千円であり、前年度比0.1%の微減でほぼ現状を維持している。(担当：産業振興課)

### ・北本農産物PR事業

北本トマトイメージキャラクター「とまちゃん」を利用するなどして、「北本トマト」の周知・ブランド化に取り組んだ。また、市内農産物直売所桜国屋においても、「北本トマト」を取り扱い、販売促進に努めた。近年の「北本トマトカレー」等、トマトを使用した商品の認知度の高まりもあり、北本農産物のPRは順調に行われた。(担当：産業振興課)



### ・菜の花まつりへの支援事業

平成28年4月2日に開催された北本市景観作物振興会主催による「菜の花まつり」を後援し、市民に同会の活動について理解していただくとともに、農業者と市民との交流を図った。(担当：産業振興課)

## ③食と農と環境の学習推進

### ・北本産野菜の学校給食への導入

地場産野菜の年間使用量は、平成28年度は小学校8校で3,193kg(前年度比38%減)となり、中学校4校では3,370kg(前年度比41%増)となっている。各校で使用回数・品目数が増えるよう配慮したが、前年度に比べ、全体では減となっている。地場産野菜は天候等にも左右されやすく数量確保が難しいが、引き続き生産者団体等と調整を図りながら増やしていく。(担当：教育総務課)

【参考】小・中合計使用量の推移：平成27年度7,520kg、平成28年度6,563kg

### ・体験農場事業

市内小学校全学年で農業青年会議所と連携し、各小学校の近隣農家の協力を得て、ジャガイモ、大根等の作物を栽培し、農作業体験を通じた環境学習を推進した。また、栽培した作物を給食の食材として活用することで、子どもたちに環境の大切さを実感できるようにした。各小学校における取り組みとして定着し、積極的に実践されている。決算額360(千円)(担当：学校教育課)

## ④市民農園の普及と活用

### ・ごみ減量等推進市民会議の活動支援

家庭から出る生ごみを利用してたい肥化し、リサイクル市民農園で活用するために、北本市ご

み減量等推進市民会議が管理運営する生ごみリサイクル市民農園について、既存の農園管理等の支援を行った。活動費補助金 決算額 1,248 (千円) (担当：環境課)

## 1-4 緑豊かな快適な都市環境の創造

### ①公園の整備と維持管理

#### ・公園整備事業

平成 28 年度末の北本市の公園面積は 69.22ha で、平成 27 年度末と比較すると、街区公園の面積が 0.06ha の増加となった。また、北本市の公園は、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者に管理委託されている。

公園内の老朽化した遊具やベンチ等を整備点検するとともに、植栽の刈り込み等により外からの視認性を良くすることで、子どもたちが安全で楽しめる公園整備を図った。決算額 9,394 (千円) (担当：都市計画課)

#### <緑地の状況>

単位：ha <公園の状況>

平成29年3月31日

種別	市街化区域 (720.6ha)	都市計画区域 (1,984ha)	種別	公園名	平成27年度 開設面積 (ha)	平成28年度 開設面積 (ha)
都市公園・緑地	9.88	69.22	総合公園	北本総合公園	10.60	10.60
法による緑地合計	36.98	225.04	総合公園	北本自然観察公園 (埼玉県)	27.10	27.10
・生産緑地地区	35.91	35.91	近隣公園	子供公園	2.84	2.84
・石戸緑地保全地区		5.10	近隣公園	天神下公園	3.31	3.31
・市民緑地	1.07	2.03	近隣公園	深井スポーツ広場	1.10	1.10
・河川区域		182.00	近隣公園	高尾スポーツ広場	2.15	2.15
条例等による緑地合計		6.67	近隣公園	中丸スポーツ広場	1.50	1.50
・高尾官岡ふるさとの緑の景観地		5.48	近隣公園	高尾さくら公園	2.60	2.60
・上記景観地外のトラスト地		0.16	近隣公園	野外活動センター	2.71	2.71
・高尾阿弥陀堂保護地区		0.35	近隣公園	北本水辺プラザ公園	4.13	4.13
・西後保護地区		0.68	都市緑地	中丸緑地公園	0.54	0.54
計	46.86	300.93	都市緑地	宮内緑地公園	0.65	0.65
区域に対する割合	6.5%	15.2%	都市緑地	北本中央緑地	2.15	2.15
			都市緑地	下原緑地公園	0.13	0.13
			街区公園	宮内公園など	80箇所 7.65	82箇所 7.71
			合計公園面積		69.16	69.22
			計 (1人当たり㎡)		10.18	10.19



▲総合公園



▲水辺プラザ公園

## ②市街地や住宅地の緑化の推進

### ・地区計画

市内の地区計画 9 地区の都市計画法第 58 条の 2 に基づく行為の届出は 9 件あり、市民や民間開発事業者の相談に応じ、地区計画制度の周知並びに緑化等の指導を行った。(担当:都市計画課)

### ・緑と花のまちづくり基金の充実

緑化推進のために設置している「緑と花のまちづくり基金」に市民・団体等から寄せられた寄付金・募金等について、利子を含め積立てし、基金の充実を図った。(担当:都市計画課)

平成 28 年度積立金額 738,666 円、平成 28 年度末基金残高 110,687,172 円

### ・花いっぱい運動の推進

指定管理者により、花苗の配布を行うとともに、花壇造りや花いっぱい推進のための助言等を行った。(担当:都市計画課)

春:27 箇所 2 公共施設 5,320 株、秋:30 箇所 2 公共施設 8,142 株

### ・緑化推進イベントの開催

イベントを通して緑の重要性や緑化意識を高揚させることを目的に、各種イベントを開催した。

(担当:都市計画課)

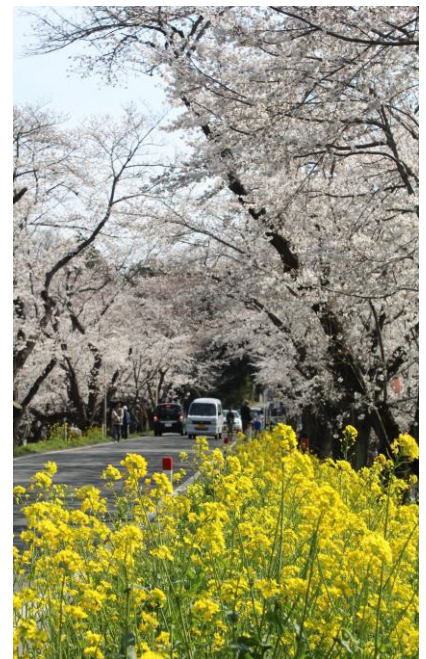
緑化推進イベント

イベント名		開催日
さくらまつり		4月2日(土)~3日(日)
緑のフェスティバル		4月29日(金・祝)
園芸 講習会	寄せ植え教室	5月14日(土)
	ラベンダースティック講習会	6月16日(木)
	藍染め教室	6月21日(月)
	草木染め教室	10月13日(木)
	寄せ植え教室	12月17日(日)
	さのこ栽培教室	2月18日(日)
	桜染め教室	3月7日(火)

### ・緑化協力団体補助事業

市の花「菊」、市の木「桜」の普及・啓発を目的として「北本菊花愛好会」へ活動費の補助、城ヶ谷堤桜並木の保存管理、環境整備を目的に「城ヶ谷堤桜保存会」に活動費の補助を行った。

決算額 360 (千円) (担当:都市計画課)



▲城ヶ谷堤桜並木

## ③魅力ある都市景観の保全と創造

### ・中山道街並み整備事業

平成 22 年度末で、中山道の拡幅工事は 9 割程度終了し、用地取得困難箇所は残り 2 件であり、引き続き取得に向けて交渉が行われている。また、電線地中化については電線を埋設するための管の埋設工事が行われ、歩道美装化のための詳細設計を行った。(担当:都市計画課)

#### ④空き地・空家対策の推進

##### ・空き地対策事業

北本市空き地環境保全に関する条例に基づき、雑草の除去など所有者に適正な管理について指導を行った。(担当：環境課)

区分	対象件数	実施件数
除去委託分	17 件 (3,331 m <sup>2</sup> )	17 件 (3,331 m <sup>2</sup> )
苦情受付分	66 件 (28,664 m <sup>2</sup> )	25 件 (8,705 m <sup>2</sup> )
合計	83 件 (31,995 m <sup>2</sup> )	42 件 (12,036 m <sup>2</sup> )

##### ・空家対策事業

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者に適正な管理について指導を行った。また、空家対策等の啓発リーフレットを作成した。(担当：都市計画課)

#### ⑤不法投棄防止・環境美化の推進

##### ・不法投棄監視パトロール事業

粗大ごみ等の不法投棄防止を目的に、定期的に監視パトロールを実施した。また、平成 28 年 11 月 27 日(日)に荒川河川敷内の一斉撤去作業(不法投棄物撤去)を行った。(担当：環境課)

##### ・清掃美化活動の実施

各自治会が「自らのまちは自らの手で清潔にし、そして汚さない」をスローガンに清掃美化活動を実施した。(担当：環境課)

活動名	活動期間	参加地区	参加人数
快適な環境づくり運動	平成 28 年 5 月 22 日～6 月 19 日	102 地区	12,009 人
環境美化運動	平成 28 年 9 月 11 日～11 月 20 日	105 地区	12,023 人

##### ・アダプトプログラム制度の実施

市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴかぴか北本おまかせプログラム(アダプトプログラム)」を展開した。(担当：くらし安全課)

登録団体数	21 団体
登録者数	1,704 人(平成 29 年 3 月 31 日現在)

## ▶長期的な目標 2 資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち

### 2-1 健康を支えるきれいな空気・水・土の維持

#### ①空気の清浄さの維持

##### ・大気汚染防止対策の推進

大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県と連携して工場や事業所への立入検査等を行った。(担当：環境課)

【参考】市内大気規制関係事業所数・施設数 ※ ( ) 内は平成 28 年度立入件数

	大気汚染防止法			埼玉県生活環境保全条例			ダイオキシン類 対策特別措置法
	ばい煙	粉じん	VOC	指定 ばい煙	指定 粉じん	炭化 水素	
事業所	19 (11)	1 (0)	0 (0)	6 (1)	2 (0)	9 (1)	2 (2)
施設	88 (31)	1 (0)	0 (0)	6 (1)	10 (0)	18 (1)	2 (2)

埼玉県中央環境管理事務所資料より

##### ・アイドリング・ストップの指導と啓発運動

県条例に基づくアイドリング・ストップに関して、開発行為の事前協議時に開発者に対し指導を行った。(担当：環境課)

7月に職員あてにアイドリング・ストップの啓発を通知するとともに、庁内放送により職員及び来庁者への呼びかけを行った。(担当：契約管財課)

#### ②水の清浄さの維持

##### ・水質汚濁防止対策の推進

水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、県と連携して工場や事業所への立入検査等を行っている。平成 28 年度の立入件数は 13 件、採水件数は 6 件だった。(担当：環境課)

【参考】水質規制関係事業場数

水質汚濁防止法				埼玉県生活 環境保全条例	ダイオキシン類 対策特別措置法
特定事業場	排水基準適用 特定事業場	有害物質使 用特定施設	有害物質貯 蔵指定施設	指定排水工場等	特定施設設置 事業場
67	19 (9)	92	3	5	1

埼玉県中央環境管理事務所資料より

##### ・水質検査体制の充実

安全な水を供給するため、法令に基づき「健康に関連する項目」31 項目、「水道水が有すべき性状に関連する項目」20 項目の水質検査を毎月実施した。検査の結果、すべての基準に適合であった。(担当：桶川北本水道企業団)

・雨水浸透マス・トレンチの設置促進

開発指導要綱に基づく事前協議において、基準に基づき雨水対策にかかる行政指導を行った。宅地内での雨水浸透枡の設置戸数が 69 戸となった。(担当：下水道課)

・水路しゅんせつ工事

水路にたい積された汚泥のしゅんせつ工事を実施し、水路機能の回復を図った。

水路 451m、決算額 2,679 (千円) (担当：道路課)

雨水幹線しゅんせつ延長 600m、決算額 5,832 (千円) (担当：下水道課)

・公共下水道整備事業

荒川・水路の水質を保全するとともに、清潔で快適な生活環境を確保するため、公共下水道の整備を推進した。また、公共下水道工事説明会時には、公共下水道への速やかな切替を啓発した。決算額 122,686 (千円) (担当：下水道課)

整備面積	整備済面積	整備率	人口普及率
1.6ha	603.48 ha	83.7%	74.6%

・合併処理浄化槽設置補助事業

家庭雑排水による河川、水路の水質汚濁防止等を図るため、合併処理浄化槽設置の促進を目的に、設置者（公共下水道事業計画の認可区域外）に対し費用の一部を助成した。平成 28 年度の助成件数は 28 件であった。決算額 16,488 (千円) (担当：環境課)

・浄化槽の法定検査受検促進

浄化槽の法定検査を受けていない世帯の一部に個別通知をし、法定検査受検を促した。また、広報紙、回覧等で適切な維持管理に関する啓発を行った。平成 28 年度の法定検査（11 条検査）受検率は、設置後の 7 条検査は 100%だったのに対し、定期検査である 11 条検査は 11.2%だった。(担当：環境課)



▲荒川

③土壌汚染の防止

・土砂たい積等の許可業務

「北本市土砂等のたい積の規制に関する条例」に基づき、土砂のたい積などについて相談を受けるとともに、土砂をたい積する行為について調査指導を実施した。市の条例に基づく土砂等のたい積の許可は平成 28 年度で 2 件あった。3,000 m<sup>2</sup>以上が対象の県条例では、許可が 2 件あった。(担当：環境課)

#### ④監視体制の充実と情報提供

##### ・大気汚染監視事業

大気環境の状況を確認することを目的として、二酸化窒素濃度など大気汚染調査を実施した。大気汚染調査は隔年で実施しており、平成 28 年度は環境基準を満たしていた。調査結果は資料ページ参照（担当：環境課）

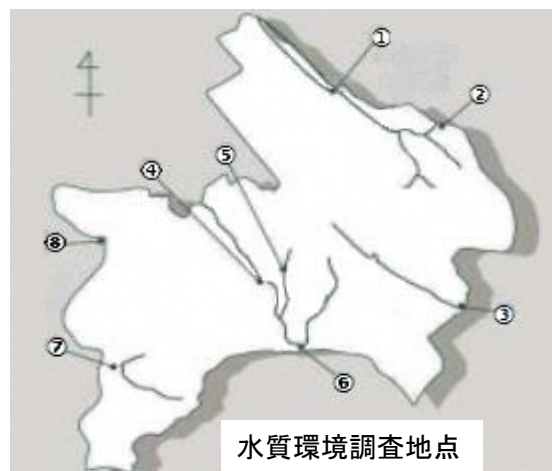
##### ・ダイオキシン類汚染調査

大気中・土壌中のダイオキシン類汚染調査については、平成 16 年度から隔年実施している。平成 28 年度はいずれも環境基準を満たしていた。詳細な調査結果は資料ページ参照（担当：環境課）

項目	調査日	調査地点	調査結果	環境基準
大気	平成 29 年 1 月 20 日～27 日	栄地内	0.017pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
土壌	平成 29 年 1 月 19 日	栄地内	30pg-TEQ/m <sup>3</sup>	1,000pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下

##### ・市内水質調査

河川、水路の汚染実態を把握するため、荒川、谷田用水、梅沢水路、江川（勝林水路）のそれぞれ最上流地点、最下流地点計 8 地点について水質調査を実施した。平成 28 年度は夏季に調査を実施し、すべての地点で BOD は基準を満たしていた。調査結果は資料ページ参照（担当：環境課）



##### ・特定化学物質に係る調査（PRTR 法）

埼玉県に協力を要請し、特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善に関する法律（PRTR 法）及び埼玉県生活環境保全条例に基づき届出があった市内の事業者について情報提供を得た。法律で 10 事業所、条例で 12 事業所から報告があった。（担当：環境課）

##### ・大気中の放射性物質測定事業

測定地点の小中学校 5 箇所、保育所 2 箇所、公園 3 箇所の校庭（庭園）内において、大気中に含まれている放射線量を毎月測定した。測定結果の最大値を年間放射線量に換算した値は、線量限度 1mSv/年（※）を下回った。調査結果は資料ページ参照（担当：環境課）

※1mSv/年：国際放射線防護委員会の勧告に基づき、法で定められた技術上の基準としての一般公衆の線量限度（自然放射線量を除く）。



・水質中の放射性物質濃度測定事業

小中学校のプール水及び総合公園と子供公園のせせらぎ水の放射性物質濃度測定を行った。検査の結果、すべて不検出だった。(担当：くらし安全課)

・小中学校プール清掃前の放射線濃度測定

小中学校がプール清掃を実施するにあたり、安全性を確認するために、プール水排水後の汚泥の放射線量を測定した。除染を実施する基準である 0.23 μSv/h を超える箇所は確認できなかった。(担当：学校教育課)

・小中学校及び保育所（園）の給食提供食材の放射能検査

その日提供される食材の測定を行い、ホームページで公表している。平成 28 年度はすべて不検出だった。小中学校（担当：教育総務課）、保育所（園）（担当：こども課）

**2-2 騒音・振動・悪臭の防止**

①騒音・振動の防止

・工場・事業所等に対する啓発指導

工場・事業所等の騒音及び振動については、騒音規制法、振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例の規制に基づき、苦情に対する速やかな状況把握に努め、必要に応じて指導を行っている。平成 28 年度の苦情相談は騒音で 4 件、振動で 0 件だったが、生活騒音に関するものが多かった。また、特定建設作業の届出は、騒音で 3 件、振動で 2 件だった。(担当：環境課)

②悪臭の防止

・工場・事業所等に対する啓発指導

工場・事業所等の悪臭については、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、苦情に対する速やかな状況把握に努め、必要に応じて指導を行っている。平成 28 年度の悪臭の苦情相談は 2 件だった。(担当：環境課)

③測定体制の充実等公害苦情への対応

・自動車騒音常時監視業務

平成 28 年度は市内 2 地点において自動車交通騒音常時監視を行った。調査結果は環境省へ報告し、今後の沿道騒音対策等の施策への資料となる。平成 28 年度の 2 地点においては、昼間・夜間とも等価騒音レベルは環境基準を満たしていた。(担当：環境課)

路線名	昼間		夜間		調査地点
さいたま鴻巣線	66		60		荒井 1 丁目
	◎	○	◎	○	
下石戸上菖蒲線	67		60		本町 8 丁目
	◎	○	◎	○	

上段：等価騒音レベル LAeq (単位 dB)

下段左欄：◎環境基準を達成、×環境基準を超過

下段右欄：○要請限度の範囲内、×要請限度を超過

※環境基準、要請限度は「幹線道路を担う道路に隣接する空間の特例値」を適用

昼間：環境基準 70 dB 以下、要請限度 75 dB 以下、夜間：環境基準 65 dB 以下、要請限度 70 dB 以下

## 《協働プロジェクトⅡ》

### ごみ減量・4R もったいないプロジェクト参考指標

参考指標	計画時 (平成26年度)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	目標 (平成37年度)
市民一人1日あたりのごみ排出量 ※1	804 g (H25年度)	794 g	789 g	-	779 g
市民一人1日あたりの家庭ごみ排出量(資源除く) ※1	510 g (H25年度)	520 g	517 g	-	470 g
事業系ごみ排出量 ※1	3,758t (H25年度)	3,395 t	3,474 t	-	3,570t
資源循環型の環境にやさしいまちづくりへの満足度	29.1%		-	-	40%
《参考》4Rの推進に関する取り組みの平均実践項目数	-		5.48項目	5.41項目	-

※1 一般廃棄物処理実態調査結果(環境省)より

## 2-3 4R(ごみの減量・資源化)の推進

### ①4R(特にリデュース・リフューズ・リユース)の普及と推進

#### ・グリーン購入推進事業

環境負荷の少ない製品を率先して購入するため、グリーン購入推進指針に基づき各課においてグリーン購入を実施した。平成28年度のグリーン購入率は77%だった。(担当:環境課)

#### ・建設事業におけるリサイクルの推進

建設事業において発生する建設資材の再資源化のため、設計の段階で再処理施設への持込の検討や工事での再生資源(再生合材・再生砕石)の使用を指示した。また、建設副産物については、「建設工事に係る資材再資源化等に関する法律」に基づき適正に処理し、リサイクルを推進した。また、特定建設資材のみならず、その他建設廃材についても分別を指導し、資源として再利用されるよう指導した。(担当:建築開発課)

#### ・ごみ減量等推進市民会議活動支援事業

ごみの減量化とリサイクルの促進を目的に取り組んでいる「ごみ減量等推進市民会議」の活動(市民大会、研修会、生ごみリサイクル農園、施設見学会等)に対し、助成等の支援を行った。活動費補助金 決算額 1,248(千円)(担当:環境課)



▲容器包装類回収状況(中丸一時保管場にて)

## ②ごみ排出量の削減と資源化の推進

### ・一般廃棄物等の回収

【参考】ごみ排出量の推移

		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
燃やせるごみ 排出量(t)		14,355	14,181	13,948	13,719	13,494	13,485	13,086
燃やせないごみ等 排出量(t)		1,532	1,573	1,545	1,554	1,515	1,350	1,401
資源化物(t)		4,137	4,237	3,929	3,783	3,609	3,412	3,238
資源 化 物 の 内 訳	容器包装類	771	789	761	758	756	756	783
	粗大ごみ中 資源化物	118	120	118	113	116	104	91
	資源回収	3,210	3,290	3,015	2,877	2,704	2,524	2,337
	廃乾電池	17	17	17	17	16	19	20
	廃蛍光管	9	9	8	8	7	7	6
	牛乳パック	12	12	10	10	10	2	1
資源化物を除く 粗大ごみ量(t)		430	457	465	463	442	405	386
総排出量(t)		20,454	20,448	19,887	19,519	19,060	18,717	18,111
資源化率(%)		20.23%	20.72%	19.76%	19.38%	18.93%	18.23%	17.88%
人口(人) (各年度末現在)		69,985	69,656	69,146	68,806	68,440	67,960	67,381
一人1日あたりの ごみ排出量(g)※		850	831	812	804	794	789	-

※一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より

### ・資源回収の充実

ごみカレンダーを作成・配布し、自治会を単位に缶類・ビン類・紙類・布類・ペットボトルの資源回収を実施した。市の回収量は前年度に比べて減少しているが、スーパーや小売店での独自の回収が進んでいる。

決算額 97,933（千円）（収集運搬費 100,997（千円）、資源回収奨励金 11,975（千円）、資源回収売捌金 15,039（千円））（担当：環境課）

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率
缶類	182t	175t	△3.8%
ビン類	438t	410t	△6.4%
紙類	1,479t	1,333t	△9.9%
布類	292t	290t	△0.7%
ペットボトル	133t	129t	△3.0%

### ・容器包装の分別収集事業

容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルを除くプラスチック製容器包装類の分別収集を実施している。平成 28 年度の回収量は 783 t。

決算額 58,268 (千円) (収集運搬費用 26,972 (千円)、処理費用 33,407 (千円)、再商品化合理化拠出金 2,111 (千円) (売り捌き金)) (担当：環境課)

### ・牛乳パック回収事業

市内公共施設 12 箇所に牛乳パック回収箱等を設置し、拠点回収を行った。平成 28 年度の回収量は 1 t。なお、平成 27 年度から小中学校においては独自に回収を行っている。牛乳パック売上金 決算額 9 (千円)

(担当：環境課)

### ・小型家電の回収事業

平成 28 年度の小型家電回収量は 2,400kg だった。

(担当：環境課)

### ・廃食油の回収事業

平成 28 年度の回収日は 48 日で、回収量は 1,6240 だった。

(担当：環境課)



▲使用済小型家電回収ボックス

## 2-4 廃棄物の適正処理の推進

### ①循環型社会形成推進基本法の推進

#### ・ごみ出しルールの徹底とごみ収集体制の整備

ごみカレンダーの作成及び配布を行った。また、家庭ごみ・資源類分別マニュアルを希望者へ配布した。(担当：環境課)

#### ・生ごみ処理容器・電気式生ごみ処理機購入費補助事業

生ごみの減量化及びたい肥化による資源の有効利用を図るため、家庭及び集会施設から排出される生ごみを処理する生ごみ処理容器 (コンポスト)、電気式生ごみ処理機購入に対し、費用の一部を助成した。平成 28 年度補助件数 11 件 [うち電気式 7 件] (担当：環境課)

#### ・生ごみたい肥促進事業

中丸東小学校において、生ごみ処理機を利用した給食残菜の肥料化を行った。各学期に 1 度位のペースで農業体験の指導員を通じて回収し、畑に利用した。(担当：教育総務課)

#### ・事業系ごみの適正処理の推進

埼玉中部環境センターにおいて、搬入ごみ状況調査を実施 (埼玉中部環境保全組合管内協議会) し、不適正な業者に対し、環境センターより指導を行った。(担当：環境課)

#### ・市庁舎内のごみの分別収集の徹底

市庁舎から出るごみを「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「プラスチック製容器包装類」の 3 種類に分別し、焼却・埋め立てごみを削減するとともに、紙類のリサイクルを推進し、ごみの分別収集を徹底した。(担当：契約管財課)

種類	平成 27 年度	平成 28 年度	増減率
燃やせるごみ	2,929 k g	2,366 k g	△19.2%
燃やせないごみ	204 k g	212 k g	3.9%
容器包装類	511 k g	222 k g	△56.5%
紙資源	26,720 k g	29,830 k g	11.6%

#### ・一般廃棄物処理基本計画の推進

一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める「一般廃棄物処理基本計画第3次計画」の計画期間が平成27年度に終了するため、第4次計画を策定し、推進を図った。(担当：環境課)

#### ②廃棄物の広域処理の推進

##### ・ごみ処理広域化事業

鴻巣行田北本環境資源組合では、ごみ処理広域化に向け、新たに建設するごみ処理施設の計画を進めるにあたり、平成28年度は、ごみ処理施設整備に係る基本的な方針を明らかにすることを目的に「鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画」を策定したほか、施設整備が環境に及ぼす影響を明らかにするために「鴻巣行田北本環境資源組合一般廃棄物（ごみ）処理施設整備事業に係る環境影響評価調査計画書」を策定した。(担当：環境課・鴻巣行田北本環境資源組合)

#### 《協働プロジェクトⅢ》

##### 省エネ・創エネ エコライフプロジェクト参考指標

参考指標	計画時 (平成26年度)	平成27年度	平成28年度	目標(平成37年度)
市域における温室効果ガス排出量※1	298.6 千t-CO <sub>2</sub> (平成25年度)	288.1 千t-CO <sub>2</sub> (平成26年度)	- (平成27年度)	平成25年度比18% の削減
公共施設における温室効果ガス排出量	3,687t-CO <sub>2</sub>	3,646t-CO <sub>2</sub>	3,741t-CO <sub>2</sub>	平成30年度までに平成27年度比1.8%の削減
公用車の低公害車導入率(九都県市指定)	77.1%	77.1%	80.2%	85%
太陽熱温水器、太陽電池パネル、家庭用燃料電池などを設置する市民の割合	7.4%	-	-	15%
《参考》省資源・省エネ・再生可能エネルギー製品を使用している世帯の割合	-	66.9%	61.4%	-

※1 埼玉県市町村温室効果ガス排出量(埼玉県)より

### 2-5 賢いエネルギー利用の推進

#### ①省エネルギー対策(省エネ)の推進

##### ・公用車両への低公害車の導入

公用車両としてハイブリッド車を2台導入した。これにより、平成28年度末現在、公用車両合計71台のうちハイブリッド車5台(7%)、CNG車2台(3%)、電気自動車6台(9%)となっている。九都県市指定の低公害車導入率は80.2%となった。(協働プロジェクトⅢの指標)(担当:契約管財課)

#### ・環境にやさしい自動車利用の推進

平成 23 年度に桜園屋に設置した急速充電器 1 台の無料開放を行っている。利用状況は約 1,200 回/年で 9,132kwh/年だった。

(担当：環境課)

#### ・道路照明灯等整備事業

夜間の交通の安全及び犯罪防止のため、道路照明灯の設置や修理を行うとともに、LED化を進めた。平成28年度末現在、市内の道路照明灯の合計設置基数5,297基のうち、LED灯は4,435基で、LED化率は83.7%となっている。(担当：道路課)



▲急速充電器

### ②再生可能エネルギー利用（創エネ）の推進

#### ・太陽光発電などの利用普及

創エネルギー機器の設置に対しては、平成 22 年度から平成 27 年度までの 6 年間に、太陽光発電システム 293 件、エネファーム 10 件の設置について補助金を交付した。現在は県の補助制度を案内することで、エネファームや蓄電池の設置を呼びかけている。

なお、平成 26 年度に市役所庁舎に設置した太陽光発電システムの平成 28 年度の発電量は 13,696kWh/年で、CO<sub>2</sub>削減量は 7.53t-CO<sub>2</sub>/年となった。(担当：環境課・契約管財課)



▲庁舎屋上の太陽光発電システム

### ③地球温暖化対策の推進

#### ・地球温暖化対策実行計画推進事業

第 3 次北本市地球温暖化対策実行計画に基づき、年間の目標を掲げ、市庁舎、文化センターのほか、各出先機関、小中学校において温室効果ガスの削減に向けて取り組んだ。実績等は環境マネジメントシステムで管理しており、平成 28 年度の温室効果ガス排出量は 3,741t だった。取り組み内容は資料ページ参照 (担当：環境課)

### ④地球温暖化への適応の検討

・平成 28 年度は実績なし (担当：環境課)

## 2-6 環境にやさしいまちづくりの推進

### ①公共交通利用環境の向上

#### ・デマンドバスの運行

交通弱者等への移動手段の確保に貢献するため、ドア・ツー・ドア運行を行っている。平成28年度はワゴン車両2台、セダン車両2台の運行で、年間利用者数 27,813名だった。（担当：くらし安全課）

### ②自転車利用環境の整備

- ・平成 28 年度は実績なし（担当：道路課ほか）

### ③省エネ型住まいづくりやスマートハウスの普及・促進

- ・平成 28 年度は実績なし（担当：環境課ほか）

## ▶長期的な目標3 一人ひとりが輝く、環境の環<sup>わ</sup>をつくり広げるまち

### 3-1 環境にやさしい生活・事業活動の普及・促進

①日常生活での環境保全行動（エコライフ）の普及・促進、②事業活動での環境配慮（エコワーク）の普及・促進

#### ・地球温暖化防止啓発（節電コンテスト）事業

地球温暖化防止活動（節電）を支援するために、電気量削減に取り組んだ世帯を対象に節電コンテストを夏季と冬季に開催した。平成28年度は夏季に33名（グリーンカーテン部門8名を含む）、冬季は26名の参加があった。（担当：環境課）

③市の施設での環境保全率先実行・環境マネジメントの実施

#### ・環境マネジメントシステムの運用

平成28年度から北本市独自の新たな環境マネジメントシステムを運用し、環境負荷の低減を図った。職員への研修や啓発を行い、公共施設からの温室効果ガス排出量の削減に努めた。取り組み内容は資料ページ参照（担当：環境課）

#### 《協働プロジェクトⅣ》

##### きたもと環境の環（わ）プロジェクト参考指標

参考指標	現状(平成26年度)	平成27年度	平成28年度	目標(平成37年度)
環境関連の民間団体活動支援数	7団体	7団体	7団体	10団体
アダプトプログラム登録数	19団体	19団体	21団体	25団体
環境保護に関する問題についての市民の関心度	87.8%	-	-	95%
《参考》ボランティアや市民公益活動に参加した市民または参加してみたいと思う市民の割合	-	29.0%	29.3%	-
環境保護活動に積極的に参加する市民の割合	5.7%	-	-	10%
《参考》地域活動に参加している市民の割合	-	51.8%	45.3%	-

### 3-2 環境教育・環境学習の推進

①環境教育の推進と支援体制の充実

#### ・環境教育・環境学習の強化・推進の検討

環境教育全体計画に基づいて、全小・中学校の各教科、総合的な学習の時間等で環境学習を推進した。また、地域の人材や自然学習センターなど関係施設等を積極的に活用した環境学習にも取り組んだ。

石戸小学校では、本年度も「高尾宮岡トラスト地」において、棚田プロジェクトを実施し、地域との協力のもと、環境に関する体験学習を行った。



小学校社会科副読本「きたもと」(映像資料付)を作成し、その中の章「住みよいくらしをささえる」において、市内で利用する水の水源と浄水場やごみ処理について取り上げ、身近な話題から環境について考えられるよう工夫するなど環境問題への取り組みについて学習する機会を設けた。

(担当：学校教育課)

#### ・自然環境を利用した体験学習

小学校生活科で、校外の自然環境のなかでの遊びを通して、自然環境に親しむ学習を展開した。

各小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間指導計画に従い、「環境」「地域」等をテーマに取り上げ、北本の自然環境に関する調べ学習を行った。(担当：学校教育課)

#### ・教職員の環境研修事業

「EM 菌」の活用について、引き続き様々な分野において実践を重ねた。市内の小・中学校では、プールの水の浄化やトイレ清掃、石鹸づくりに活用した。各学校において継続的に活用している。(担当：学校教育課)

### ②市民の環境学習の推進

#### ・水辺を利用した環境教育

北本市野外活動センターにおいて、ホテル観察会を7月9日から7月16日まで開催した。参加者225名(小学生以下60名、中高生15名、大人150名)(担当：生涯学習課)

#### ・市民等に向けた環境教育・環境学習機会の充実

市役所出前講座に、「ごみのゆくえ ～ごみの減量化とリサイクルを推進しよう！～」(対象：小学生以上)を設けており、平成28年度は1件の依頼を受けた。(担当：環境課)

### ③環境リーダーなどの育成と活動支援

・平成28年度は実績なし(担当：環境課)

## 3-3 環境を守り・育てる市民の環(わ)づくりの推進

### ①環境保全活動に取り組む民間団体・地域の育成と活動支援

#### ・カタクリ等自生地保全活動への支援

自然林の斜面に自生するカタクリ及びニリンソウの自生地の巡視や美化清掃等の維持管理を「高尾カタクリ保存会」に委託し、下草刈り、見守りや清掃作業などの活動支援を行った。

決算額90(千円)(担当：環境課)

#### ・城ヶ谷堤桜保存活動への支援

城ヶ谷堤の桜の下草刈りや清掃等の保全活動を行っている「城ヶ谷堤桜保存会」に対し支援を行うとともに、テングス病に侵された枝や枯れ葉等の除去を行った。決算額200(千円)(担当：都市計画課)

#### ・アダプトプログラム制度の実施(P11再掲)

市民の主体的な清掃美化活動を促進し、市民と行政の協働によるまちの美化を図るため、「ぴか



▲カタクリ

ぴか北本おまかせプログラム（アダプトプログラム）」を展開した。（担当：くらし安全課）

## ②「（仮称）きたもと環境ネット」の構築と環境交流機会の充実

・平成 28 年度は実績なし（担当：環境課）

## ③市民との協働による環境保全活動の推進・支援

### ・景観地保全事業

「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」は、埼玉県内の優れた自然や貴重な歴史的環境を守るための「さいたま緑のトラスト保全第 8 号地」として保全されている。

トラスト 8 号地周辺の自治会から構成される「トラスト 8 号地里山保存会」の協力を受け、石戸小学校児童による田植え、稲刈りの体験学習や除草等を行った。（決算額 490（千円））また、里山の景観を維持するためにトラスト 8 号地内に位置する田んぼ周辺の除草を行った。（決算額 471（千円））（担当：環境課）



▲石戸小児童による田植え



▲石戸小児童による稲刈り

### ・トラスト基金

高尾宮岡ふるさとの緑の景観地内の谷津や斜面林等の保護・保全のため設置した「高尾宮岡ふるさとの緑のトラスト基金」の寄付金額は、平成 28 年度は 24,248 円で、設立（平成 16 年度）からの累計額は 4,160,961 円となった（積立額の一部は一般財源に繰り入れ、トラスト地の保全のために使われている）。（担当：環境課）

## 3-4 環境情報の充実と提供・共有化の推進

### ①環境情報の整備充実と発信・提供

#### ・年次報告書の作成

北本市環境基本条例では、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、毎年、これを公表することとしている。このため、環境基本計画に位置付けられた施策・事業の取り組み状況や実績などを調査し、その進捗度などを記載した年次報告書を作成するとともにホームページ等で公表した。（担当：環境課）

#### ・ホームページ・広報紙での環境情報等の公表

ホームページへの環境情報の掲載については、随時、見直しを行い、充実を図った。また、広

報「きたもと」への掲載により市民への環境情報の発信に努めた。(担当：環境課)

・行政機関が構成する協議会等への参加

環境行政等の情報交換及び調査・研究等を目的に、県内市町村等が組織する協議会等に参加し、情報収集や研修に参加した。また、これらの団体から国・県への要望を行った。(担当：環境課)

【環境課が加入する環境関係協議会等】

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・埼玉県環境事務研究会連合会：県内 60 市町村</li><li>・埼玉県中部地域環境事務研究会：県内 8 市町</li><li>・埼玉県合併処理浄化槽普及促進協議会：県内 46 市町村 1 組合</li><li>・綾瀬川中川水質改善協議会：県内流域 24 市町</li><li>・埼玉県清掃行政研究協議会：県内 63 市町村を含む 84 団体</li><li>・埼玉県央荒川クリーン協議会：県央城市町・国・県・警察等 8 機関</li></ul> |
|--|

②土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

・国・県の環境影響評価制度の適切な運用

国・県の環境影響評価制度の対象となる開発事業については、法律・条例に基づき、事業者へ指導を行っている。平成 28 年度は該当事業なし。(担当：都市計画課)

・土地利用・開発事業等における環境配慮の推進

市の開発指導要綱に基づき、市と開発業者の間で開発内容の事前協議を実施し、環境への負荷の軽減に配慮するよう求めた。平成28年度の開発指導要綱に基づく事前協議は24件だった。(担当：関係各課)

・熱帯材型枠の使用抑制事業

各工事において熱帯材型枠の使用を削減し、代替型枠の使用を促進することを指示した。(担当：建築開発課)

・インターチェンジ周辺地域の開発整備事業

県及び圏央道沿線の市町と共同で、引き続き「圏央道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止」に取り組んでおり、庁内関連部署で広報活動やパトロールを行っている。また、毎年 11 月に一斉パトロールを実施しており、緑豊かで美しい環境を次世代に引き継いでいくことの重要性への理解を求めている。(担当：都市計画課)

## ■ 資料

- 平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について（諮問）
- 平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について（答申）
- 平成 28 年度大気中の窒素酸化物調査結果と推移
- 平成 28 年度大気中・土壌中ダイオキシン類調査結果と推移
- 平成 28 年度河川・用排水路等の水質調査結果と推移
- 平成 28 年度大気中の放射性物質測定結果
- 第3次北本市地球温暖化対策実行計画及び  
平成28年度環境マネジメントシステムの実施報告書
- 用語解説

北市環発第 2066 号  
平成 29 年 10 月 17 日

北本市環境審議会  
会長 堂本 泰章 様

北本市長 現王園 孝昭

平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について（諮問）

北本市環境基本条例（平成 10 年条例第 24 号）第 9 条の規定に基づき、平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について、貴審議会の意見を求めます。

北本市長 現王園 孝昭 様

北本市環境審議会

会長 堂本 泰章

平成 29 年度版環境基本計画年次報告書について (答申)

平成 29 年 10 月 17 日付け[北市環発第 2066 号]で諮問のあった標記のことについて、本審議会で慎重に審議した結果、別添「年次報告書」のとおり答申します。

なお、今後の環境施策の推進にあたっては、下記の事項について十分配慮されることを要望します。

記

2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標 (以下「SDGs」という。) は、17 の目標と 169 の指標 (ターゲット) からなり、地球環境や経済活動、人々の暮らし等を持続可能とするために、すべての国連加盟国が 2030 年までに取り組むものとされる。これを受け、我が国では 2016 年 5 月に内閣総理大臣を本部長とする SDGs 推進本部を設置し、同年 12 月に経済・社会・環境の分野における 8 つの優先課題と 140 の施策を盛り込んだ SDGs 実施指針を策定した。そして、昨年 6 月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2017」では、地域における積極的な取組が不可欠であるとして、地方公共団体における SDGs の推進が盛り込まれた。自治体が諸課題の解決に統合的に取り組むことは、持続可能な発展をもたらし、地方創生の推進につながると期待される。

これらのことを踏まえ、北本市でも環境政策の推進状況を確認し、年次報告書として取りまとめるとともに、課題や未着手の施策については真摯に受け止め、持続可能な社会の実現に向けた統合的取組を一層進めていかなければならない。今後の環境政策の推進に向けて、次のとおり提言する。

- 1 山林の面積が北本市環境基本計画 (第一次) が策定された平成 12 年の 94.9ha から平成 28 年には 73.4ha と 21.5ha (22.6%) 減少していることを踏まえ、望ましい環境像である「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち・北本」を実現するために、雑木林の保全・再生策を早急に打ち立てること
- 2 第二次北本市環境基本計画における目標達成に向け、計画的に取組を実施すること
- 3 環境行政を統括する専任の人員を配置し、環境行政の一層の推進を図ること

■ 平成28年度大気中の窒素酸化物調査

測定場所 : 埼玉県北本市栄13番地 学習センター  
測定年月日 : 平成29年1月20日～平成29年1月23日  
測定方法 : 化学発光法

調査項目		(ppm)				
調査日		1月20日 (金)	1月21日 (土)	1月22日 (日)	1月23日 (月)	期間 平均値
一酸化窒素	平均値	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001
	最大値	0.008	0.006	0.004	0.002	-
	最小値	0.001	0.001	0.000	0.000	-
二酸化窒素	平均値	0.016	0.008	0.010	0.004	0.010
	最大値	0.023	0.026	0.030	0.010	-
	最小値	0.011	0.001	0.003	0.001	-
窒素酸化物	平均値	0.018	0.010	0.011	0.005	0.011
	最大値	0.028	0.032	0.034	0.011	-
	最小値	0.012	0.002	0.003	0.001	-

備考

《二酸化窒素の環境基準》…1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること  
(昭和53年環境庁告示第38号)

■ 大気環境

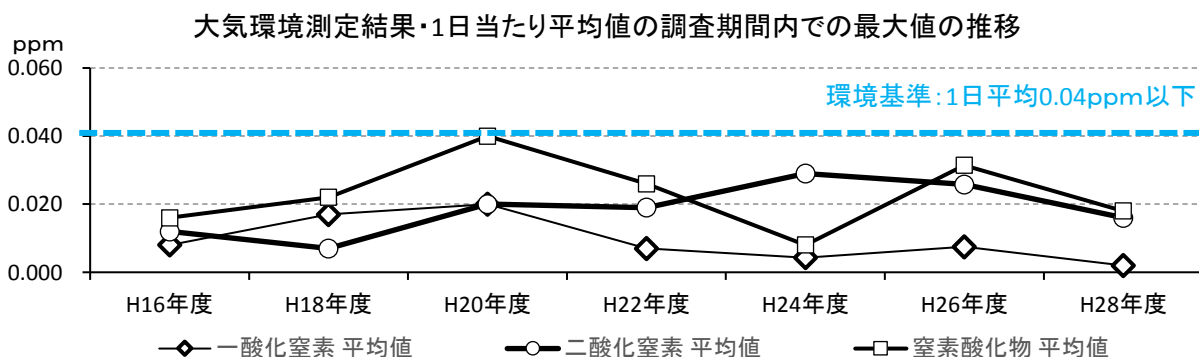
市では、大気環境の状況を確認するため、大気中の二酸化窒素濃度などを調査しています。調査は、平成16年度より隔年単位(1年おき)で実施しています。

調査結果では、二酸化窒素濃度の1日平均値の最大値は、環境基準値のゾーン内またはそれ以下で推移しています。

		(ppm)						
		H16年度	H18年度	H20年度	H22年度	H24年度	H26年度	H28年度
一酸化窒素	平均値	0.008	0.017	0.020	0.007	0.004	0.008	0.002
	最大値	0.024	0.082	0.063	0.040	0.045	0.036	0.008
	最小値	0.002	0.003	0.002	0.000	0.000	0.001	0.001
二酸化窒素	平均値	0.012	0.007	0.020	0.019	0.029	0.026	0.016
	最大値	0.024	0.018	0.039	0.052	0.049	0.052	0.030
	最小値	0.006	0.003	0.006	0.004	0.015	0.014	0.011
窒素酸化物	平均値	0.016	0.022	0.040	0.026	0.008	0.031	0.018
	最大値	0.048	0.086	0.082	0.092	0.072	0.072	0.034
	最小値	0.008	0.006	0.008	0.005	0.015	0.015	0.012

※環境基本計画年次報告書等北本市環境課資料より

※上表の値は、各年4～5日間程度連続調査を行った日の1時間値の1日平均値、最大値、最小値の期間内での最大値を示しています。



市内には、県の一般大気及び自動車排出ガスに常時観測の測定地点がないため、近在の測定地点（上尾局、鴻巣局）での常時観測の結果でみると、両局とも二酸化窒素及び二酸化硫黄については、環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、両局をはじめ県内各局で環境基準を達成していない状況が続いています。浮遊粒子状物質については、両局とも長期的評価（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）では環境基準を達成していますが、短期的評価（1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下）では未達成の年度も見られます。また、微小粒子状物質（PM2.5）については、鴻巣局で平成23年度から常時監視を行っていますが、平成27年度は環境基準を達成しています。詳細は、埼玉県ホームページで公表しています。

【参考】一般大気環境の環境基準達成状況

○：達成 ×：未達成

測定項目		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	
上尾局	二酸化硫黄	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	
		短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	
	光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○
		短期的評価	○	○	○	○	×	○	○	○
鴻巣局	二酸化硫黄	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	
		短期的評価	○	○	○	○	○	○	○	
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	
	光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○	○
		短期的評価	○	×	×	○	×	○	○	○
	微小粒子状物質	長期的評価	-	-	-	○	○	×	○	○
		短期的評価	-	-	-	×	○	×	×	○
環境基準		-	-	-	×	○	×	×	○	

各年度の大気環境調査結果／埼玉県

■ 大気環境（自動車排出ガス）

市内には、県の自動車排出ガスの測定局がありませんが、鴻巣市天神に自排局が設置されており、その結果では、平成27年度は二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等において環境基準を達成していました。詳細は、埼玉県ホームページで公表しています。

【参考】自動車排出ガスの環境基準達成状況

○：達成 ×：未達成

測定項目		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
鴻巣天神自排局	二酸化硫黄	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○
		短期的評価	○	○	○	○	○	○	○
	二酸化窒素	○	○	○	○	○	○	○	○
	浮遊粒子状物質	長期的評価	○	○	○	○	○	○	○
		短期的評価	×	×	○	○	×	×	○
	微小粒子状物質	長期的評価	-	-	-	×	○	×	○
短期的評価		-	-	-	×	×	×	○	
環境基準		-	-	-	×	×	×	○	

各年度の大気環境調査結果／埼玉県



環境の現状と推移

ダイオキシン類

■ 平成28年度大気中ダイオキシン類調査

採取場所: 学習センター

採取年月日: 平成29年1月20日～平成29年1月27日

測定方法: 「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」(平成20年3月環境省水・大気環境局)に準拠する。

ダイオキシン類		実測濃度	定量下限	検出下限	毒性等価係数	毒性等量 (TEQ)
		pg/m <sup>3</sup>	pg/m <sup>3</sup>	pg/m <sup>3</sup>	(TEF-2006)	pg-TEQ/m <sup>3</sup>
ダイオキシン	1,3,6,8-TeCDD	0.065	0.01	0.003	0	-
	1,3,7,9-TeCDD	0.028	0.01	0.003	0	-
	2,3,7,8-TeCDD	ND	0.01	0.003	1	0.0015
	TeCDDs	0.11	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	ND	0.007	0.002	1	0.001
	PeCDDs	0.082	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	(0.004)	0.006	0.002	0.1	0.0004
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	0.006	0.006	0.002	0.1	0.0006
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	(0.006)	0.012	0.004	0.1	0.0006
	HxCDDs	0.092	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	0.035	0.008	0.002	0.01	0.00035
	HpCDDs	0.073	-	-	-	-
	OCDD	0.17	0.011	0.003	0.0003	0.000051
	Total PCDDs	0.53	-	-	-	0.0045
ジベンゾフラン	1,3,7,8-TeCDF	0.012	0.004	0.001	0	-
	2,3,7,8-TeCDF	0.008	0.004	0.001	0.1	0.0008
	TeCDFs	0.28	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-PeCDF	0.011	0.004	0.001	0.03	0.00033
	2,3,4,7,8-PeCDF	0.013	0.003	0.001	0.3	0.0039
	PeCDFs	0.21	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	0.02	0.005	0.001	0.1	0.002
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	0.019	0.01	0.003	0.1	0.0019
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	ND	0.011	0.003	0.1	0.00015
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	0.017	0.012	0.004	0.1	0.0017
	HxCDFs	0.16	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	0.068	0.012	0.004	0.01	0.00068
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	0.009	0.009	0.003	0.01	0.00009
	HpCDFs	0.1	-	-	-	-
OCDEF	0.054	0.02	0.006	0.0003	0.0000162	
Total PCDFs	0.82	-	-	-	0.012	
Total (PCDDs+PCDFs)		1.4	-	-	-	0.016
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB (#81)	0.007	0.003	0.001	0.0003	0.0000021
	3,3',4,4'-TeCB (#77)	0.032	0.004	0.001	0.0001	0.0000032
	3,3',4,4',5'-PeCB (#126)	0.012	0.01	0.003	0.1	0.0012
	3,3',4,4',5,5'-HxCB (#169)	(0.004)	0.01	0.003	0.03	0.00012
	Non-ortho PCBs	0.055	-	-	-	0.0013
	2',3,4,4',5'-PeCB (#123)	(0.005)	0.008	0.002	0.00003	0.0000015
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	0.15	0.012	0.004	0.00003	0.0000045
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	0.062	0.007	0.002	0.00003	0.00000186
	2,3,4,4',5'-PeCB (#114)	(0.007)	0.007	0.002	0.00003	0.0000021
	2,3',4,4',5,5'-HxCB (#167)	(0.009)	0.01	0.003	0.00003	0.0000027
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#156)	0.024	0.008	0.002	0.00003	0.0000072
	2,3,3',4,4',5'-HxCB (#157)	0.009	0.004	0.001	0.00003	0.0000027
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB (#189)	0.007	0.007	0.002	0.00003	0.0000021
	Mono-ortho PCBs	0.27	-	-	-	0.0000082
Total DL-PCBs	0.33	-	-	-	0.0013	
Total (PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		1.7	-	-	-	0.017

・実測濃度中の括弧付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを

・実測濃度中の“ND”は、検出下限未満の濃度であることを示す。

・毒性等価係数は、WHO/IPCS(2006)のTEFを適用した。

・毒性等量 (TEQ)は、定量下限未満検出下限値以上の数値はそのままの値を用い、検出下限未満の数値は検出下限の1/2の値を用いて算出した。

≪大気環境基準値≫・・・0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>

環境の現状と推移

ダイオキシン類

■ 平成28年度土壤中ダイオキシン類調査

採取場所: 学習センター

採取年月日: 平成29年1月19日

測定方法: 「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局土壤環境課)に準拠する。

ダイオキシン類		実測濃度	定量下限	検出下限	毒性等価係数	毒性等量(TEQ)
		pg/g	pg/g	pg/g	(TEF-2006)	pg-TEQ/g
ダイオキシン	1,3,6,8-TeCDD	150	0.28	0.08	0	-
	1,3,7,9-TeCDD	62	0.28	0.08	0	-
	2,3,7,8-TeCDD	0.91	0.28	0.08	1	0.91
	TeCDDs	240	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDD	6.4	0.24	0.07	1	6.4
	PeCDDs	130	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDD	7.4	0.31	0.09	0.1	0.74
	1,2,3,6,7,8-HxCDD	14	0.24	0.07	0.1	1.4
	1,2,3,7,8,9-HxCDD	13	0.22	0.06	0.1	1.3
	HxCDDs	180	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDD	160	0.8	0.2	0.01	1.6
	HpCDDs	340	-	-	-	-
	OCDD	1700	1.8	0.5	0.0003	0.51
	Total PCDDs	2600	-	-	-	13
ジベンゾフラン	1,2,7,8-TeCDF	7	0.22	0.06	0	-
	2,3,7,8-TeCDF	6.7	0.22	0.06	0.1	0.67
	TeCDFs	180	-	-	-	-
	1,2,3,7,8-PeCDF	11	0.2	0.06	0.03	0.33
	2,3,4,7,8-PeCDF	14	0.08	0.02	0.3	4.2
	PeCDFs	230	-	-	-	-
	1,2,3,4,7,8-HxCDF	21	0.2	0.06	0.1	2.1
	1,2,3,6,7,8-HxCDF	24	0.16	0.05	0.1	2.4
	1,2,3,7,8,9-HxCDF	1.9	0.5	0.1	0.1	0.19
	2,3,4,6,7,8-HxCDF	39	0.05	0.01	0.1	3.9
	HxCDFs	270	-	-	-	-
	1,2,3,4,6,7,8-HpCDF	120	0.5	0.1	0.01	1.2
	1,2,3,4,7,8,9-HpCDF	22	0.4	0.1	0.01	0.22
	HpCDFs	240	-	-	-	-
OCDEF	160	0.8	0.2	0.0003	0.048	
Total PCDFs	1100	-	-	-	15	
Total(PCDDs+PCDFs)		3700	-	-	-	28
コプラナーポリ塩化ビフェニル	3,4,4',5'-TeCB(#81)	2.6	0.1	0.03	0.0003	0.00078
	3,3',4,4'-TeCB(#77)	27	0.14	0.04	0.0001	0.0027
	3,3',4,4',5'-PeCB(#126)	18	0.28	0.08	0.1	1.8
	3,3',4,4',5,5'-HxCB(#169)	6	0.29	0.09	0.03	0.18
	Non-ortho PCBs	54	-	-	-	2
	2',3,4,4',5'-PeCB(#123)	6.7	0.5	0.1	0.00003	0.000201
	2,3',4,4',5'-PeCB(#118)	150	0.3	0.1	0.00003	0.0045
	2,3,3',4,4'-PeCB(#105)	76	0.5	0.2	0.00003	0.00228
	2,3,4,4',5'-PeCB(#114)	4.1	0.5	0.1	0.00003	0.000123
	2,3',4,4',5,5'-HxCB(#167)	24	0.14	0.04	0.00003	0.00072
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#156)	51	0.16	0.05	0.00003	0.00153
	2,3,3',4,4',5'-HxCB(#157)	20	0.16	0.05	0.00003	0.0006
	2,3,3',4,4',5,5'-HpCB(#189)	12	0.26	0.08	0.00003	0.00036
Mono-ortho PCBs	340	-	-	-	0.01	
Total DL-PCBs		400	-	-	-	2
Total(PCDDs+PCDFs+DL-PCBs)		4100	-	-	-	30

・実測濃度中の括弧付の数値は、検出下限以上定量下限未満の濃度であることを示す。

・実測濃度中の“ND”は、検出下限未満の濃度であることを示す。

・毒性等価係数は、WHO/IPCS(2006)のTEFを適用した。

・毒性等量(TEQ)は、定量下限未満の実測濃度をゼロとして算出した。

《環境基準値》・・・1000pg-TEQ/g

《調査指標値》・・・250pg-TEQ/g

環境の現状と推移

ダイオキシン類

■ ダイオキシン類 (大気・土壌)

	大気 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		土壌 (pg-TEQ/g)	
	測定値	場所	測定値	場所
H16年度	0.052	中丸公民館	0.057	中丸小学校
H18年度	0.14	中丸公民館	0.02	中丸小学校
H20年度	0.19	北部公民館	3.6	石戸小学校
H22年度	0.055	市役所	9.3	市役所
H24年度	0.052	西部公民館	17	西部公民館
H26年度	0.057	中丸公民館	9.5	中丸公民館
H28年度	0.017	学習センター	30	学習センター

《大気環境基準値》・・・0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>

《土壌環境基準値》・・・1000pg-TEQ/g

《土壌調査指標値》・・・250pg-TEQ/g

◆毒性等量(TEQ)

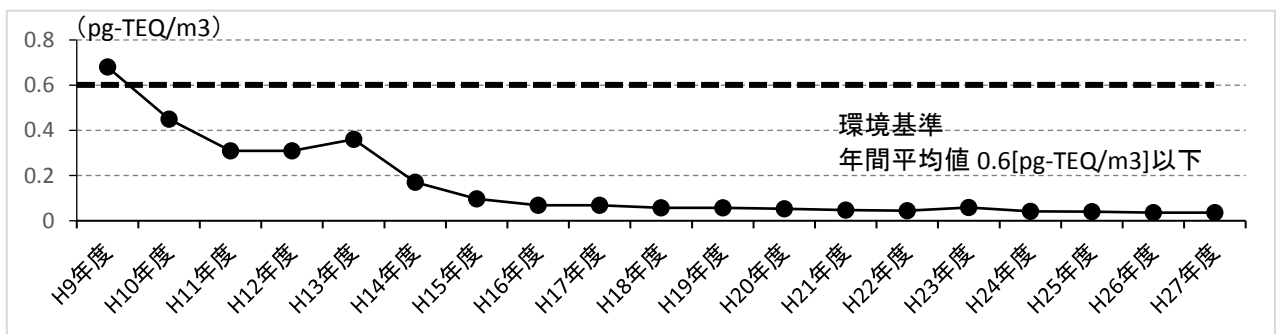
毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

◆ピコグラム(pg)

ピコグラムとは1兆分の1グラムのことです。

■ 埼玉県におけるダイオキシン類(大気中)の監視結果  
平均濃度の推移

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	
平均濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]	0.68	0.45	0.31	0.31	0.36	0.17	0.097	0.069	0.068	
	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	
平均濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]	0.058	0.058	0.053	0.048	0.044	0.059	0.042	0.040	0.036	
	H27年度									
平均濃度 [pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]	0.036									



埼玉県内における大気中のダイオキシン類の平均濃度は減少してきており、平成10年度以降は、環境基準の年間平均値0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下を達成しています。

市内には、県のダイオキシン類濃度の測定地点がありませんが、鴻巣市役所に一般大気環境として測定地点が設定されており、環境基準値を大きく下回っています。

【参考】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく大気常時監視調査結果(一般環境、鴻巣市役所)

測定項目	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
ダイオキシン類(大気)平均値[pg-TEQ/m <sup>3</sup> ]	0.12	0.054	0.062	0.077	0.049	0.064	0.064	0.071

各年度のダイオキシン類大気常時監視調査結果/埼玉県

環境の現状と推移

水環境(水質)

■平成28年度 河川・用排水路等の水質調査

採取日 平成28年9月12日

採取場所及び採取日 分析項目及び単位		谷田用水路		梅沢水路	江川(勝林水路)			城ヶ谷堤	荒川	基準値*
		鴻巣境 宮内4	桶川境	桶川境	鴻巣境	鴻巣境	桶川境	下水路	鴻巣境	
		宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋	
pH		7.3	7.4	8.8	6.9	7.0	7.1	7.4	7.8	6.5~8.5
BOD	mg/l	1.4	2.7	1.5	1.6	1.6	2.1	2.6	1.9	3以下
SS	mg/l	2.6	2.0	2.0	2.1	不検出	1.3	6.3	19	25以下
DO	mg/l	9.4	12	14	7.6	8.9	7.9	6.9	8.6	5以上
Cd	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.003以下
CN	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	検出されないこと
O-P	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	—
Pb	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
Cr <sup>6+</sup>	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.05以下
As	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	0.002	0.01以下
T-Hg	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.0005以下
T-N	mg/l	—	4.7	6.4	—	—	6.9	—	2.3	—
T-P	mg/l	—	0.05	0.07	—	—	0.14	—	0.07	—
トリクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	0.01以下
ノルマルヘキサン抽質 物質	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	—
陰イオン界面活性剤	mg/l	—	0.06	0.07	—	—	0.13	—	不検出	—
ジクロロメタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチ レン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	—	不検出	不検出	—	—	不検出	—	不検出	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/l	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01以下
気温	°C	30.1	29.5	26.8	26.8	27.5	27.0	30.0	29.1	—
水温	°C	25	23.4	24.8	20.9	21.2	21.6	23.4	22.5	—
臭気		無臭	微藻臭	微藻臭	無臭	無臭	微藻臭	無臭	無臭	—
色相		微黄緑色	微黄緑色	微黄緑色	微黄緑色	微黄褐色	微黄緑色	黄緑色	黄緑色	—
透視度	度	100	100	100	100	100	100	100	39	—

※基準値(環境庁告示第59号別表1・2より) pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数の基準は類型Bを記載した。

※梅沢水路は水源が北本市内のため、鴻巣境は調査を実施していない。

環境の現状と推移

水環境(水質)

■ 河川・水路の水質

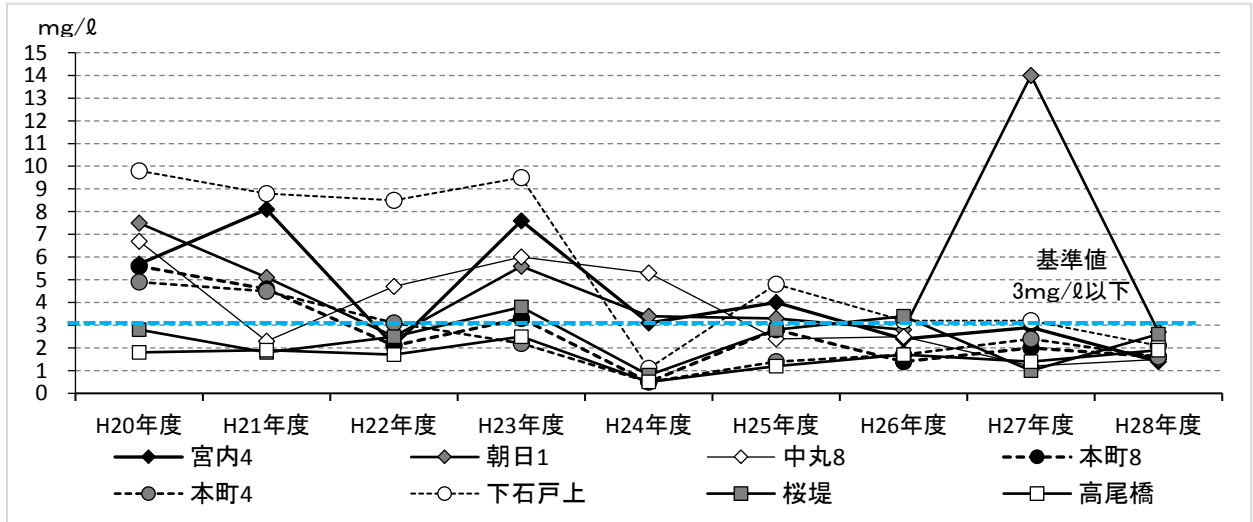
生物化学的酸素要求量(BOD)の推移

(mg/l)

	利根川水系			荒川水系				
	谷田川用水路		梅沢水路	江川(勝林水路)			城ヶ谷堤下水路	荒川
	宮内4	朝日1	中丸8	本町8	本町4	下石戸上	桜堤	高尾橋
H20年度	5.7	7.5	6.7	5.6	4.9	9.8	2.8	1.8
H21年度	8.1	5.1	2.3	4.6	4.5	8.8	1.8	1.9
H22年度	2.1	2.5	4.7	2.1	3.1	8.5	2.5	1.7
H23年度	7.6	5.6	6.0	3.3	2.2	9.5	3.8	2.5
H24年度	3.1	3.4	5.3	0.5	0.5	1.1	0.8	0.5
H25年度	4.0	3.3	2.4	2.8	1.4	4.8	2.8	1.2
H26年度	2.4	2.8	2.5	1.4	1.7	3.2	3.4	1.7
H27年度	2.9	14.0	1.2	2.0	2.4	3.2	1.0	1.4
H28年度	1.4	2.7	1.5	1.6	1.6	2.1	2.6	1.9

※北本市環境基本計画年次報告書／北本市より

注)1 平成24・26・28年度は夏季に実施、平成25・27年度は冬季に実施



市では、下図の8地点を水質調査地点として定め、毎年水質状況の確認を行っています。  
 市内の河川や水路の水質は、生物化学的酸素要求量（BOD）から見ると、荒川は環境基準を達成しているほか、その他の河川や水路では、年によって水質の変化は大きいですが、全般的に改善傾向が見られます。  
 市街地を流れる水路のBODは、水路や採水日（季節や年）により、3mg/lの基準値を超えています。平成28年度において、BOD以外の項目では、浮遊物質（SS）と溶存酸素（DO）は全採水地点で基準値を満たしていました。



◆生物化学的酸素要求量(BOD)

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

北本市内小中学校及び保育所での大気中の放射線量測定結果 (H28.4/15~H29.3.16)

測定場所: (各学校及び保育所の校(園)庭の中央) 測定地点: 地面から1m及び10cm 測定値の単位:  $\mu\text{Sv/h}$   
年間換算値: (測定値 $\times$ 8時間) $\div$ (測定値 $\times$ 0.4[屋内換算] $\times$ 16時間) $\times$ 365日 $\div$ 1000[ミリに直す為]-mSv/年

月日	項目	北小		西小		東小		中丸東小		西中		栄保育所		東保育所		野外活動C		総合公園 多目的広場		子七辻公園		平均値		備考
		$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	$\mu\text{Sv/h}$	mSv/年	
H28.4.15	1m	0.05	0.26	0.06	0.32	0.09	0.47	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	
	10cm	0.05	0.26	0.07	0.37	0.09	0.47	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.27	
H28.5.16 H28.5.18	1m	0.03	0.16	0.04	0.21	0.08	0.42	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.25	
	10cm	0.03	0.16	0.04	0.21	0.08	0.42	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.25	
H28.6.15 H28.6.16	1m	0.04	0.21	0.05	0.26	0.11	0.58	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	
	10cm	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.22	
H28.7.15 H28.7.19	1m	0.06	0.32	0.09	0.47	0.05	0.26	0.10	0.53	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.06	0.29	
	10cm	0.06	0.32	0.09	0.47	0.05	0.26	0.10	0.53	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.06	0.29	
H28.8.15 H28.8.16	1m	0.04	0.21	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.22	
	10cm	0.03	0.16	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	
H28.9.14 H28.9.15	1m	0.05	0.26	0.05	0.26	0.08	0.42	0.07	0.37	0.05	0.26	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.28	
	10cm	0.05	0.26	0.05	0.26	0.07	0.37	0.06	0.32	0.05	0.26	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.27	
H28.10.17 H28.10.18	1m	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.32	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.25	
	10cm	0.05	0.26	0.06	0.32	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.32	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	
H28.11.15	1m	0.07	0.37	0.06	0.32	0.08	0.42	0.07	0.37	0.04	0.21	0.05	0.26	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.29	
	10cm	0.06	0.32	0.06	0.32	0.11	0.58	0.08	0.42	0.05	0.26	0.05	0.26	0.06	0.32	0.06	0.32	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.33	
H28.12.15	1m	0.05	0.26	0.04	0.21	0.07	0.37	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.06	0.32	0.05	0.25	
	10cm	0.05	0.26	0.04	0.21	0.07	0.37	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.26	0.06	0.32	0.05	0.25	
H28.1.16	1m	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.23	
	10cm	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.32	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.24	
H28.2.15	1m	0.05	0.26	0.06	0.32	0.08	0.42	0.07	0.37	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.28	
	10cm	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.06	0.32	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.04	0.21	0.04	0.21	0.05	0.24	
H28.3.15 H28.3.16	1m	0.03	0.16	0.04	0.21	0.11	0.58	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.25	
	10cm	0.04	0.21	0.04	0.21	0.10	0.53	0.04	0.21	0.03	0.16	0.04	0.21	0.05	0.26	0.04	0.21	0.05	0.26	0.05	0.26	0.05	0.25	
H28.4.15~ H28.3.16	平均値 (1m)	0.05	0.25	0.05	0.27	0.07	0.38	0.05	0.28	0.04	0.23	0.04	0.22	0.05	0.26	0.04	0.23	0.05	0.26	0.04	0.23	0.05	0.26	
	平均値 (10cm)	0.05	0.24	0.05	0.28	0.06	0.34	0.05	0.29	0.04	0.23	0.04	0.22	0.05	0.27	0.05	0.24	0.05	0.26	0.04	0.22	0.05	0.26	

# 第 3 次北本市地球温暖化対策実行計画及び 平成 28 年度環境マネジメントシステムの 実施報告書

## - 目次 -

第1部	地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
第1章	計画の概要
第2章	達成状況
	1 温室効果ガスの排出を直接抑制する取り組み
	2 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取り組み
第2部	環境マネジメントシステム
第1章	システムの概要
	1 目的
	2 適用範囲
	3 システムの体系
	4 取り組み内容
第2章	実施状況
	1 内部コミュニケーションの状況
	2 目標の進捗状況
	3 環境監査の結果
	4 改善に向けた対応
	5 市長見直し

## 第1部 第3次北本市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

### 第1章 計画の概要

北本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律及び基本方針に基づき、平成 15 年から地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

第3次北本市地球温暖化対策実行計画では、市が自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガス（注1）の削減に率先して取り組むことにより、地球温暖化対策を推進することを目的としています。計画期間は平成 26 年度から平成 30 年度までの5年間とし、対象範囲は市の行う事務事業全般とします（指定管理事業も含む）。目標は以下のとおりです。

#### 目 標

- ・市庁舎、文化センター、児童館における電気、燃料の消費量、水道使用量については、平成 27 年度を基準年度とし、基準年比 1.8%削減する。
- ・その他の施設、その他の取組項目については、平成 24 年度を基準年度とし、平成 30 年度までに 3%削減する。

機関	取組項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
市庁舎 文化センター 児童館	電気 燃料 水道	電気・燃料消費量、水道 使用量に関するデータ収集 (基準年度)		平成 27 年度比 1.8%削減		
	公用車燃料 用紙類※1	平成 24 年度比 3%削減				
その他の 公共施設	全取組項目 ※2	平成 24 年度比 3%削減				

※1 市庁舎のみ

※2 用紙以外の電気・燃料・水道・公用車燃料のこと

(注1) 温室効果ガスの種類

地球温暖化の原因となる温室効果ガスについて、京都議定書では、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC) などの6種類を対象ガスとしています。

種類	人為的な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割程度を占め、温暖化への影響が大きい。
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内醗酵などの農業部門から出るものが半分以上を占め、廃棄物の埋立てからも2~3割を占める。
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼に伴うものや農業部門からの排出がそれぞれ3割~4割を占める。
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用。
パーフルオロカーボン類 (PFC)	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用。
六フッ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用。

出典:実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン, 平成 23 年, 環境省



## 第2章 達成状況

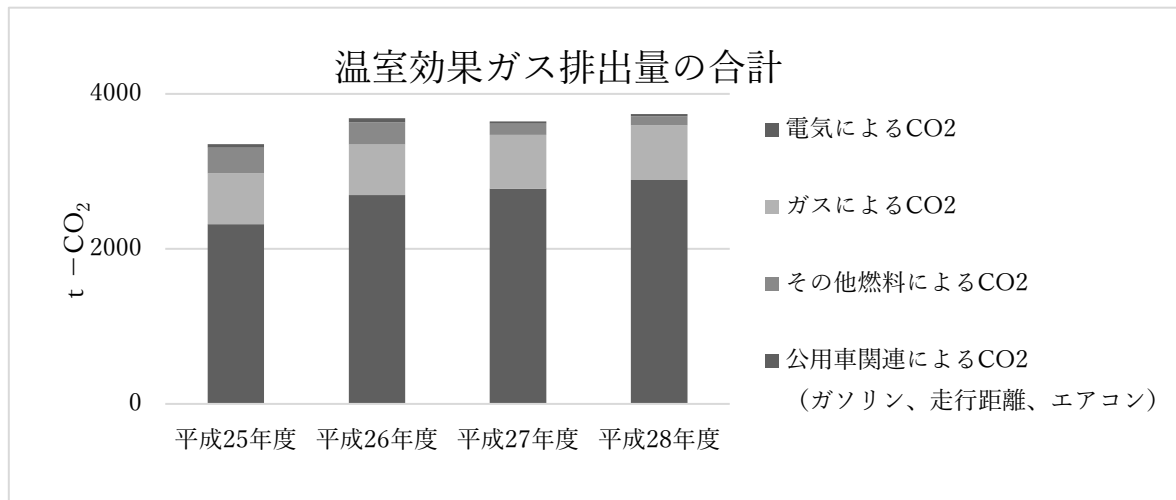
### 1 温室効果ガスの排出を直接抑制する取り組み

市の全公共施設における温室効果ガスの排出量(t-CO<sub>2</sub>)

	H25	H26	H27	H28
温室効果ガス排出量の合計	3,350	3,687	3,646	3,741

<内訳>

電気による CO <sub>2</sub>	2,319	2,693	2,779	2,889
ガスによる CO <sub>2</sub>	656	655	691	708
その他燃料による CO <sub>2</sub>	333	285	140	112
公用車関連による CO <sub>2</sub>	42	54	36	32



#### 【目標別結果】

##### 市庁舎、文化センター、児童館

目標値：平成 30 年度までに平成 27 年度比 1.8%削減 (t-CO<sub>2</sub>)

H24	H25	H26	H27(基準)	H28	H30(目標)
新庁舎建設等の影響を把握する			878	897	862

##### その他の公共施設

目標値：平成 30 年度までに平成 24 年度比 3%削減 (t-CO<sub>2</sub>)

H24(基準)	H25	H26	H27	H28	H30(目標)
2,486	2,626	2,822	2,732	2,811	2,411

##### 公用車の燃料

目標値：平成 30 年度までに平成 24 年度比 3%削減 (t-CO<sub>2</sub>)

H24(基準)	H25	H26	H27	H28	H30(目標)
71	42	54	36	32	68

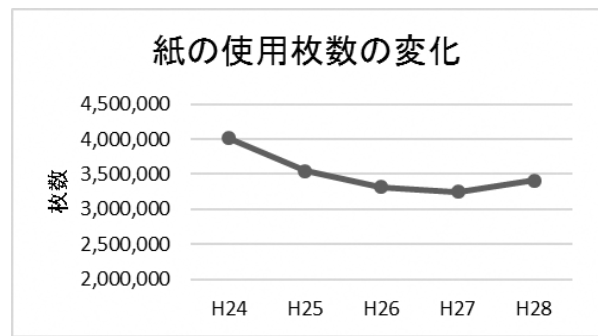
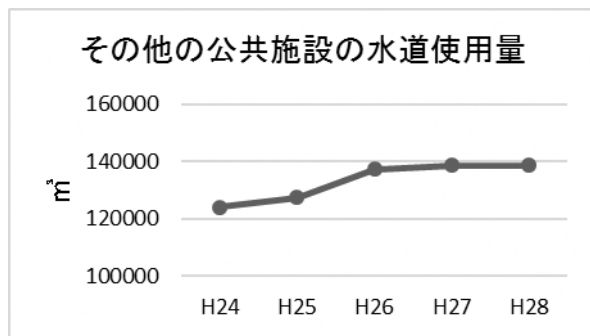
## 2 温室効果ガスの排出を間接的に抑制する取り組み

### ◆水道、用紙類に関する目標

取組項目	H30 年度 目標	使用量					
		H24 (基準)	H25	H26	H27	H28	H30 (目標)
水道使用量 (m <sup>3</sup> )の削減※1	H24 年度比	123,989	127,347	137,407	138,672	138,753	120,269
紙の使用量 (枚)の削減※2	3%削減する	4,017,103	3,542,428	3,317,210	3,245,153	3,412,157	3,896,590

※1 市庁舎、文化センター、児童館を除く公共施設

※2 市庁舎のみ



市庁舎、文化センター、児童館の水道使用量

取組項目	H30 年度 目標	使用量					
		H24	H25	H26	H27(基準)	H28	H30(目標)
水道使用量 (m <sup>3</sup> )の削減	H27年度比 1.8%削減する	新庁舎建設等の 影響を把握する			9,260	8,513	9,093

### ◆ごみの減量とリサイクルに関する目標

取組項目	H27 年度 目標	使用量					
		H24(基準)	H25	H26	H27	H27(目標)	
ごみの減量とリ サイクルの促進	第3次一般廃棄物処 理基本計画に従う	2.85t	3.26t	4.05t	3.13t	2.85t 以下	

H32 年度 目標	使用量		
	H25(基準)	H28	H32(目標)
第4次一般廃棄物処 理基本計画に従う※	3.26t	2.63t	3.18t 以下

※第3次地球温暖化対策実行計画の「ごみの減量とリサイクルの促進」の目標は、一般廃棄物処理基本計画の目標に従うこととしており、第4次計画の策定により目標をそちらに合わせています。

## 第2部 環境マネジメントシステム

### 第1章 システムの概要

#### 1 目的

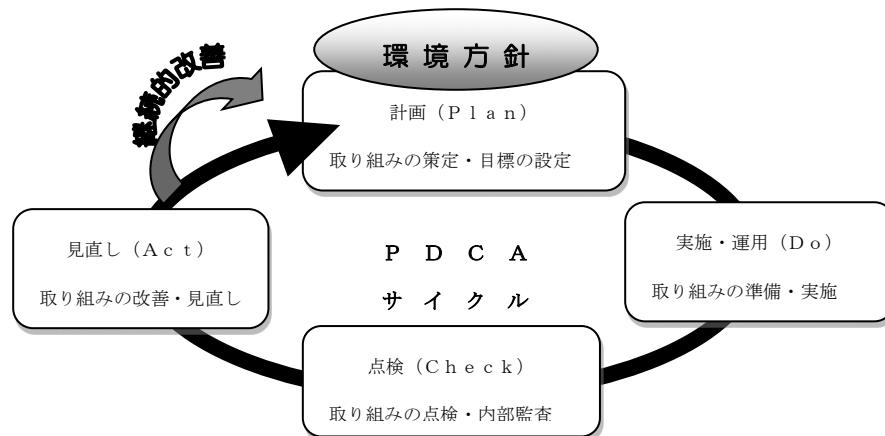
北本市がこれまで推進してきた環境に配慮した活動（事務・事業）を、さらに積極的かつ継続的に行うことにより、総合的かつ計画的に環境の保全・改善を推進し、環境管理体制の確立を図ることを目的としています。

#### 2 適用範囲

職員（非常勤職員・臨時職員を含む）及び受託者及び市の公共施設について適用します。

#### 3 システムの体系

環境方針に基づき、目的・目標及び達成するための実施計画を策定し、実施及び運用管理を行い、点検、是正処置及び予防処置を実施し、見直しを行っていく継続的改善のプロセスを「EMS」として確立し、維持します。



#### 4 取り組み内容

取り組みの策定にあたっては、環境方針を踏まえ、北本市の活動（事務・事業）として適切なものを設定します。また、目標の設定にあたっては、第3次北本市地球温暖化対策実行計画との整合性を図っています。

事項	取組項目	担当部署
温室効果ガス排出量の削減	電気・燃料使用量の削減	施設管理担当部署
	公用車の燃料使用量の削減	全部署(指定管理除く)
環境配慮の推進	水使用量の削減	施設管理担当部署
	紙使用量(枚数)の削減	全部署(指定管理除く)
	廃棄物の減量・再資源化	施設管理担当部署
グリーン購入の推進	グリーン購入の推進	全部署(指定管理除く)
環境リスクの管理	環境関連法令の遵守	全部署
	緊急事態への対応	全部署

## 第2章 実施状況

### 1 内部コミュニケーションの状況

#### (1) 環境調整会議等の開催

開催日	会議名	内容
平成 28 年 5 月 24 日	環境調整検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グリーン購入推進指針 (案)</li> <li>・平成 27 年度 ISO14001 全体目標の結果報告</li> <li>・平成 28 年度環境マネジメントシステム目標 (案)</li> </ul>
平成 28 年 5 月 26 日	環境調整会議	
平成 29 年 1 月 24 日	環境調整検討部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの取り組み状況と見直し</li> <li>・環境方針 (案)</li> <li>・環境調整検討部会要綱 (案)</li> </ul>
平成 29 年 1 月 30 日	環境調整会議	

#### (2) 環境研修会の実施

開催日	研修対象	参加人数	内容
平成 28 年 6 月 28 日	所属職員 (各課 (所・局) から 1 名ずつ)	31 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの概要</li> <li>・平成 28 年度目標と取り組み内容</li> <li>・ごみの分別方法</li> <li>・環境法令</li> </ul>
平成 28 年 10 月 5 日	新規採用職員	16 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステムの概要</li> <li>・平成 28 年度目標と取り組み内容</li> <li>・ごみの分別方法</li> </ul>

## 2 目標の進捗状況

### (1) 目標に対する結果

#### ア 市庁舎・文化センター・児童館

事項	取組項目	平成28年度の目標 (目標数値)	平成27年度実績		平成28年度実績		前年度比較 増減		達成 状況
				内訳		内訳			
温室効果ガス 排出量の削減	電気使用量の削減 (t-CO <sub>2</sub> )	平成27年度比 0.6%削減 (657t)	661t (基準年度)	市庁舎	668t	374t	7t	31t	未達成
				文化C		250t		-21t	
				児童館		44t		-3t	
	燃料使用量の削減 (t-CO <sub>2</sub> )	平成27年度比 0.6%削減 (215t)	217t (基準年度)	市庁舎	229t	87t	12t	8t	未達成
				文化C		107t		4t	
				児童館		35t		0t	
環境配慮の推進	水道使用量の削減 (m)	平成27年度比 0.6%削減 (9,204m)	9,260m <sup>3</sup> (基準年度)	市庁舎	8,513m <sup>3</sup>	3,347m <sup>3</sup>	-747 m <sup>3</sup>	226m <sup>3</sup>	達成
				文化C		4,185m <sup>3</sup>		-981m <sup>3</sup>	
				児童館		981m <sup>3</sup>		8m <sup>3</sup>	
	紙使用量の削減 (枚数)	平成27年度以下 (324万枚以下)	324万枚	市庁舎のみ	341万枚		17万枚		未達成
	ごみの減量とリサイ クルの推進 (t)	平成24年度以下 (2,85t以下)	3.13t	市庁舎のみ	2.63t			-0.5t	達成

#### イ その他の公共施設

公共施設として、各小中学校、各保育所、児童発達支援センター、各地区公民館、公園管理事務所、久保土地区画整理事務所、あすなろ学園、ふれあいの家、総合福祉センター、健康増進センター、体育センター、野外活動センター等が含まれている。

平成 28 年度は、子育て支援センター、駅子育て支援センター、学童保育室、障害児学童保育室を新たに追加した。

事項	取組項目	平成28年度の目標 (目標数値)	平成27年度 実績	平成28年度 実績	前年度比較 増減	達成 状況
温室効果ガス 排出量の削減	電気使用量の削減	平成27年度比 6%削減 (1,900t)	2,118t	2,221t	103t	未達成
	燃料使用量の削減	平成27年度以下 (628t)	628t	590t	-38t	達成
環境配慮の推進	水道使用量の削減	平成27年度比 4%削減 (120,269m <sup>3</sup> )	138,672m <sup>3</sup>	138,753m <sup>3</sup>	81m <sup>3</sup>	未達成

#### ウ 公用車燃料 (各保育所・久保土地区画整理事務所を含む)

事項	取組項目	平成28年度の目標 (目標数値)	平成27年度 実績	平成28年度 実績	前年度比較 増減	達成 状況
温室効果ガス 排出量の削減	公用車の燃料使用量 の削減	平成27年度以下 (36t)	36t	32t	-4t	達成

(2) 未達成項目の考えられる要因

ア 市庁舎・文化センター・児童館

(ア) 電気と燃料使用量

- ・市庁舎において、残業時間の増加による冷暖房使用の増加、機器の故障など
- ・市庁舎において、11月に雪が降る等気温が下がったことにより例年より早い時期に暖房の使用を開始したこと

(イ) 紙使用量（各課の枚数は次ページ参照）

- ・電算システムの入替え
- ・特定事業の実施に伴うもの

イ その他の公共施設

(ア) 電気使用量

- ・調査対象施設の増加
- ・冷暖房使用量の増加

(イ) 水道使用量

- ・調査対象施設の増加
- ・一部施設で漏水あり（東部公民館、西部公民館、東中）

(3) 市庁舎における項目別の取り組み実績

ア 紙使用量 (使用枚数)

(枚)

平成28年度		平成27年度		前年度比較	
部署名	使用枚数	使用枚数	備考	枚数	%
秘書課	49,353	96,166	(旧) 秘書広報課	-46,813	-48.7
企画課	133,636	151,121	(旧) 政策推進課	-17,485	-11.6
財政課	140,325	159,236		-18,911	-11.9
すぐやる課	4,158	3,474	※上半期は(旧)協働推進課に含む	684	19.7
総務課 ※1	200,354	163,058	(旧) 総務課	119,153	73.1
契約管財課	81,857				
税務課	98,561	95,495		3,066	3.2
納税課	58,896	70,850		-11,954	-16.9
くらし安全課	100,358	70,749	(旧) 協働推進課	-54,701	-77.3
環境課	73,000	157,310	(旧) くらし安全課		
市民課	107,302	120,062		-12,760	-10.6
産業振興課	116,143	108,430		7,713	7.1
福祉課	144,897	136,854		8,043	5.9
障がい福祉課 ※2	170,929	95,490		75,439	79.0
こども課	145,196	183,334		-38,138	-20.8
健康づくり課	71,198	76,756		-5,558	-7.2
スポーツ健康課	63,441	117,228	(旧) 体育課	-53,787	-45.9
高齢介護課	157,176	132,623		24,553	18.5
保険年金課	131,158	110,113		21,045	19.1
都市計画課	76,270	46,944	(旧) 都市計画課	1,475	5.3
		27,851	(旧) 南部地域整備課		
建築開発課	66,755	54,683		12,072	22.1
道路課	74,569	69,293		5,276	7.6
下水道課	67,403	86,116		-18,713	-21.7
会計課	68,418	69,408		-990	-1.4
議会事務局	154,373	110,109		44,264	40.2
教育総務課	77,109	84,087		-6,978	-8.3
学校教育課 ※3	421,854	330,097		91,757	27.8
文化財保護課	46,391	229,402	(旧) 生涯学習課	28,377	12.4
生涯学習課	211,388				
選挙管理委員会事務局	41,395	39,554		1,841	4.7
監査委員事務局	58,294	49,260		9,034	18.3
合 計	3,412,157	3,245,153		167,004	5.1

※1 総務課は一部(旧)政策推進課の業務を含む。

※2 障がい福祉課は一部(旧)こども課の業務を含む。

※3 学校教育課は一部(旧)体育課の業務を含む。

イ ごみの排出量

(k g)

分類		平成 28 年度	平成 27 年度	比較増減
廃棄物	燃やせるごみ	2,415	2,929	-514
	燃やせないごみ	212	204	8
	合 計	2,627	3,133	-506
資源類	プラスチック製容器包装類	445	511	-66
	段ボール	2,670	2,650	20
	色上質紙(雑誌等)	785	1,180	-395
	雑紙(シュレッダ <sup>®</sup> -含む)	24,710	20,590	4,120
	新聞紙	975	1,390	-415

ウ グリーン購入率

	分類	購入率	主な購入品(不適合理由)
1	紙類	99%	コピー用紙、トイレットペーパー、印刷用加工紙(適合品なし)
2	文具類	91%	ゴム印等(適合品なし)
3	オフィス家具等	41%	ホワイトボード(緊急に必要で検討時間なし)、いす(安価なもので適合品なし)、食器棚(適合品なし)
4	画像機器等	98%	インクリボン、インクカートリッジ
5	電子計算機等	33%	MO、プリンタ電卓(適合品なし)
6	オフィス機器等	58%	電卓(安価なもので適合品なし)、電池(適合品なし)
7~10	携帯電話・家電製品等	実績なし	
11	照明	100%	蛍光灯
12~13	自動車等・消火器	実績なし	
14	制服・作業服	100%	作業着、調理白衣
15	インテリア・寝装寝具	実績なし	
16	作業手袋	75%	作業手袋(緊急及び安価なもので適合品なし)
17~18	その他繊維製品・設備	実績なし	
19	災害備蓄用品	100%	乾パン等
	全体		77%

$$\text{購入率 (\%)} = \frac{\text{グリーン購入適合物品購入金額}}{\text{物品購入金額}} \times 100$$

平成 28 年度から集計方法を変更している。平成 27 年度の実績は、以下のとおり。

分類	対象分類	平成 27 年度実績
A	用紙類、衛生紙類、文具事務用品類、自動車、納入印刷物	購入率 99%
B	機器類、OA機器、家電製品、蛍光管、インテリア、寝装寝具、制服、作業服、作業手袋	購入率 100%



### 3 環境監査の結果

環境監査は、システムが適切に運用され、取り組みが有効かつ妥当に機能しているかを確認するため、環境監査委員会により年 1 回以上行う。

環境監査委員は、主任環境監査員を含め 5 名（平成 28 年度）で、システムの維持運営及び監査の実施にふさわしい力量を持った者を市長が任命している。

#### 平成 28 年度環境監査結果

実施日	平成 28 年 12 月 20 日（火） 9：00～16：30
監査方法と 部署（施設）	書類審査・・・全部署 現場審査・・・市庁舎、文化センター、子供公園管理事務所、学習センター、中丸公民館、教育センター、中丸小学校、東保育所
監査員名	山崎寿(契), 山田聡(建), 深谷俊行(生), 佐々木麻友(保), 諏訪水咲(教)
監査結果	不適合事項 0 件、 注意事項 2 件
システムに 関する総評	システムは概ね適切に維持されていた。現場監査を行ったすべての施設で不要な照明や冷暖房はこまめに消すように取り組んでいた。しかしながら、新しい施設では環境に配慮された設備がある一方で、多くの老朽化している施設では機器の故障等による無駄な消費も見られた。老朽化した設備を使用しながらの節電や節水には限界があり、今後の大きな課題である。また、公民館等は貸し館での利用状況により電気、ガス、水道の使用量が変わってしまうため取り組みの判断は難しいが、消し忘れをなくすための、定期的なチェックや、公民館及び学校では貼り紙や声掛けをするなど、さらなる周知が必要と思われる。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みに消灯していない部署がいくつかあった。窓口の多い部署であっても、カウンター周辺以外の不要な照明は消灯することが望ましい。</li> <li>・設備の老朽化や空調が全館方式であるなどの課題がありつつも、設備の日々のメンテナンスや効率的な運用方法について、適宜検討していく必要がある。</li> </ul>
推奨事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員を対象に「電気、ガス、水道の使用について気を付けていること」のアンケートを行い、良い取り組みについては、職員で共有している。</li> <li>・歯磨きの際はコップに水を汲んでいる。</li> <li>・蛍光管などを一部外して、間引くことで電気の節減を図っている。</li> <li>・屋外照明のタイマー設定について、日没時間に合わせて細かく設定を変えている。</li> </ul>

#### 4 改善に向けた対応（途中結果を受けて実施）

##### （1）紙の使用枚数

定期的に集計結果を各課に周知するようにした。

##### （2）グリーン購入

グリーン購入率の悪い項目や判断基準のわかりにくい項目について、Q&A を作成し、公開羅針盤の掲示板及びキャビネットで庁内周知を図った。

#### 5 市長見直し

市長は、システムの有効性・適切性・妥当性を確実にするため、必要に応じてシステムの見直しを行う。

平成 28 年度の見直し日：平成 29 年 2 月 10 日

	見直し事項及び指示事項	対応
環境方針	第二次北本市環境基本計画を踏まえて環境方針を見直し、職員、出入業者及びその他の関係者に対し周知徹底するとともに、引き続き北本市の環境保全・改善の取組への理解を求めていくこと。	新たな環境方針を平成 29 年 3 月 1 日付けで策定した。
その他	新たなシステムは概ね適切に運用されていると判断する。引き続き環境配慮活動の推進に努めること。	指示どおり環境配慮の推進に努める。

## 用語解説

### 〔あ行〕

#### アイドリング

駐車時や停車時に、自動車のエンジンを空転させることです。

#### 一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色、無臭の気体です。主に自動車から排出され、生体に有毒で、血液中のヘモグロビンとの結合が酸素の約 210 倍であるため、酸素の供給を阻害し、ひどい時には、窒息に至る場合もあります。

#### EMボカシ(EM発酵資材)

EMで有機物(米ヌカ、油カスなど)を発酵させたもののことをいい、一般でいうボカシ肥料と同じようなものです。発酵過程でEMを増殖させ、その密度を高め、ほ場では有機物がEMを増殖させる餌となります。

#### 一般廃棄物

主として家庭から排出される廃棄物。産業廃棄物以外の廃棄物。

#### エネファーム(家庭用燃料電池)

都市ガス・LPガス・灯油などから、燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させ発電するシステムのことです。発電時の排熱を給湯に利用します。発電の際には水素を用いるためCO<sub>2</sub>は発生しません。

#### 温室効果ガス

太陽光によって暖められた地表面から放出される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガスのことです。代表に二酸化炭素が挙げられます。

### 〔か行〕

#### 街区公園

もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 250m の範囲で一箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置するものです。

#### 合併処理浄化槽

し尿に加えて、台所、風呂、洗濯等からの生活排水を戸別にまとめて処理する装置のことです。

#### 環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気・水・土壌・騒音を、どの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたもののことです。

#### 環境マネジメントシステム

企業などの組織が法令などの規制基準を遵守することにとどまらず、自主的かつ積極的に環境を保全するために立案する計画と行動組織のことです。PDCA のサイクルで推進していきます。

#### 九(八) 都県市指定低公害車

首都圏の広域的課題について取り組む九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、

川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市)において、電気・天然ガス・ハイブリッド自動車のみでなく、一般に市販されているガソリン・LPG・ディーゼル自動車であっても、窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車を指定し、率先して導入するとともに、一般に広く推奨する制度です。なお、平成 22 年に相模原市が加わり、八都県市から九都県市となっています。

#### **近隣公園**

主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 1km の範囲内で一箇所当たり面積 4ha を標準として設置するものです。

#### **コンポスト**

枯れ木や草、ごみなどによって急速に作られたたい肥のことです。ごみの処分の方法で、集められたごみを好氣的に消化安定させ、それらを急速たい肥として利用します。

### **〔さ行〕**

#### **酸性雨**

石油・石炭など化石燃料を消費することによって、大気中に放出される硫黄酸化物中の硫黄分・窒素酸化物の窒素分を、凝結核として降る雨のことです。(硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中の水分に溶解し、pH が 5.6 以下の強い酸性を示す雨)

#### **市民農園**

住宅地内あるいはその周辺の用地を一定の大きさに区分し、貸し出される家庭菜園です。

#### **生産緑地**

広義には、田畑・森林・牧野など、生産に利用されている緑地です。狭義には、生産緑地法に基づいて指定されている市街化区域内的の緑地です。

#### **生物化学的酸素要求量(BOD)**

河川や排水、下水等の汚濁の程度を示す代表的な指標の一つで、水中の有機物質が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量です。BODの値が大きいほど水中の有機物質が多く、水が汚れているといえます。

#### **総合公園**

都市住民全般の休息・観賞・散歩・遊戯・運動等、総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ一箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置するものです。

#### **総量規制**

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を一定量以下に抑えるため、工場に対し汚染(濁)物質許容排出量を割り当てて、規制する方法をいいます。濃度規制と対比される概念です。

### **〔た行〕**

#### **ダイオキシン類**

一般には、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称のことです。ダイオキシン類には、塩素の数や配置によりPCDDで75種類、PCDFで135種類の仲間があり、廃棄物の焼却やパルプの塩素漂白、塩素系農薬製造等の各過程で非意図的に生成されます。

〔健康影響〕 人体に対する影響は、発がんとその他症状です。人における発がんは、化学工場

の従事者や、2,4,5-T の散布をした農夫などの集団で全がん死亡率の上昇が報告されています。また、部位別に呼吸器がん、非ホジキンリンパ腫、軟部組織肉腫等の発生率の上昇が観察されています。過去、西日本において発生した油症では、原因となった米ぬか、患者の体液等から PCDF が検出され、様々な皮膚症状、視力減退、しびれなどの神経症状が観察されました。ダイオキシンの人体影響については未解明な部分が多く、今後とも引き続き毒性試験や人体への影響について調査研究を推進することが重要とされています。

#### **地球温暖化**

人間活動の拡大により、二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象のことです。

#### **地区計画**

身近な生活空間について、建築物の建て方のルールや道路、公園などの配置等を地区単位で定める都市計画のことです。

一般的な建築物のルールを守って建築物を建てた場合でも、周辺と調和しない建築物が建てられることがあります。地区計画を活用すると、地区の実情に合ったより良い居住環境やまち並みを誘導することができます。

#### **窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)**

一酸化窒素(NO)や二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)等、窒素と酸素の化合物の総称のことです。窒素酸化物の主な発生源は自動車や工場からの排出ガスであり、大気汚染物質の一つとして呼吸器系に対する有害性が知られているほか、酸性雨の原因にもなっています。

#### **低公害車**

低公害性の石油代替エネルギーを利用する自動車のことで、メタノール車や天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車があります。

#### **d B (デシベル)**

耳の感覚を計器の回路として組み込んだ騒音計で測った値を騒音レベルといい、dB (A)はこの騒音レベルの大きさを表す単位です。わが国では、dB (A)を「ホン」ということもあり、これは全く同じ単位を示しています。

#### **等価騒音レベル**

時間的に変動する騒音の、騒音レベルのパワー平均値を表します。

#### **透水性舗装**

地下水のかん養や河川への急激な雨水の流出抑制等を図るため、雨水を地下水に浸透させるようにした舗装方法のことです。浸透性舗装ともいいます。

#### **特定建設作業**

騒音規制法及び振動規制法に規定されており、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業のことをいいます。くい打機を使用する作業等、騒音では8種類、振動では4種類の作業について定められています。

#### **特定施設**

大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念

を設けています。大気汚染防止法では「特定物質を発生する」施設、水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は排水を排出する」施設をいい、政令でその規模、容量等の範囲が定められています。

#### **毒性等価係数(TEF: Toxicity Equivalency Factor)**

ダイオキシン類は多数の毒性の異なる同族体の混合物として存在します。そこで、個々の同族体の毒性の強さを、最も強い毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)を1として表した係数が毒性等価係数となります。

ダイオキシン類対策特別措置法において、ポリ塩化ジベンゾフランが10種、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンが7種、コプラナーポリ塩化ビフェニルが12種、毒性があるものとして毒性等価係数を与えられています。

#### **毒性等量(TEQ)**

毒性等価換算濃度の略です。ダイオキシン類には構造の違いなどにより様々な種類があり、その毒性もまちまちですが、それらを最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(2,3,7,8-TCDD)の毒性に換算して表した濃度のことです。

#### **土地区画整理**

未開発の土地や都市施設の未整備な地域において、道・公園・上下水道などの公共施設を整備し、土地利用増進を図るための事業方式のことです。

#### **都市緑地**

主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観向上を図るために設けられている緑地であり、一箇所当たり面積0.1ha以上を標準として配置するものです。

#### **トリクロロエチレン**

塩素を含む有機化合物で、水よりも重く、また、常温では揮発性が高い無色透明の液体です。さまざまな有機物を溶かす性質があり、不燃性であるため、機械部品や電子部品などの加工段階で用いた油の除去などに使われてきました。今日では、代替フロンの原料として需要が増え、金属の洗浄用途を上まわっています。

【健康影響】高濃度のトリクロロエチレンを長時間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度では頭痛・めまい・眠気などの神経系への影響が認められます。

#### **〔な行〕**

#### **二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)**

大気汚染物質の一つで、硫黄分を含む燃料を燃焼する際に発生します。刺激臭のある無色の気体で、1~10ppm程度で呼吸機能に影響を及ぼし、目の粘膜に刺激を与え、流涙をきたします。

#### **二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)**

物の燃焼の際に発生し、高温になるほどその量は多くなります。呼吸器の細菌感染などに対する抵抗力を弱め、鼻やノドの粘膜、呼吸器系に刺激を与えます。

## 農薬

農薬とは農薬取締法で規定されている薬剤のことをいい、農作物等に害を与える病害虫の防除に用いられる殺虫剤、殺菌剤や、農作物等の生理機能の増進に用いられる植物成長調整剤などがあり、用途によって分類されています。また、農作物等の病害虫を防除するための「天敵」も農薬の一種とされています。

平成 15 年の食品衛生法の改正により、平成 18 年 5 月末より残留農薬基準が定められていない農薬については、人の健康を損なうおそれのない量（一律基準＝0.01ppm）を設定し、それを超えた残留のある農産物の販売等が禁止されています。

## 〔は行〕

### ばい煙

大気汚染防止法において、次の物質をばい煙として定義しています。(1)燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化物、(2)燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、(3)物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

### ピコグラム(pg)

ピコグラムとは 1 兆分の 1 グラムのことです。また、ナノグラム (ng) とは 10 億分の 1 グラムのことです。

### ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。ここでは、野生生物の生育・生息空間の場として、自然環境の復元や創造を行うことを広く示すものとします。

### ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和 54 年 3 月に制定された埼玉県条例で、武蔵野の雑木林などの緑の保全及び緑化に関して必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとするを目的としています。

### フロン

フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称のことです。毒性は小さく、化学的に安定しているため、クーラーや冷蔵庫の冷媒、スプレー噴霧剤などに使われてきましたが、オゾン層の破壊や地球温暖化に関係していることから、その削減に向けた取り組みが進められています。

### 浮遊物質量(SS)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、数値 (mg/l) が大きいほど、その水の濁りが多いことを示します。

### 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊している粒径が 10 $\mu$ m以下の粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）。大気中に長期間滞留します。発生原因としては、風による土砂の舞上がり等、また、ボイラーや自動車の排出ガス等石油系、石炭等の燃料の燃焼、物の破碎等によるものや大気中で二次的に反応して生成

されるものなどがあります。呼吸により体内に入りますが、特に粒径の小さい物質については、肺泡に留まり、溶解性のものであれば血液に溶け込みますが、不溶解性のものであると、そのまま肺組織に留まり生体に悪影響をおよぼすとされています。

#### **粉じん**

物の破碎、選別その他の機械的処理やたい積に伴い発生し、または、飛散する物質をいいます。

#### **ベクレル (Bq)**

放射線を出す能力の強さを表す単位を「ベクレル (Bq)」とといいます。

#### **ベンゼン**

ベンゼンは 19 世紀前半に、圧縮した鯨油の分解ガスからはじめて取り出されました。常温で揮発性や引火性が高い物質であり、発がん性もあるので取り扱いには注意が必要です。ガソリンの中にも含まれて（現在の基準では体積比 1%以下）いるため、主に自動車などの排気ガスに含まれて排出されています。

【健康影響】 遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において白血病を引き起こすことに関し、十分な証拠があると考えられています。

#### **放射線**

高いエネルギーをもった高速の粒子（粒子線）や電磁波。目には見えませんが、物質を透過する性質や原子を電離（イオン化）する性質があります。高速の粒子の放射線には、アルファ（ $\alpha$ ）線、ベータ（ $\beta$ ）線、中性子線などがあります。電磁波は波の性質をもっていて、テレビやラジオの放送に使われている電波や自然の光なども含まれていますが、電磁波のうち波長の短いエックス線やガンマ線を放射線として区別しています。

#### **保護地区**

身近で貴重な自然を次世代に残すために、所有者の協力を得て、雑木林や樹林を保護すべき地区（山林）として指定した場所のことです。

#### **〔や行〕**

#### **谷津**

台地に刻まれた谷の斜面や谷底から湧き出る地下水（湧水）によって作られた低湿地のことです。

#### **有機リン化合物 (O-P)**

リン原子が炭化水素基と結合している化合物のことです。多くは殺虫剤に使用されます。初期の有機リン系殺虫剤は、ほ乳動物や鳥類に対する毒性が強く野生生物への影響が出ましたが、最近の化合物は毒性が低くなり、生物に対する危険性は低下しています。

#### **要請限度**

「騒音規制法」に定められた自動車交通騒音の限度のことです。この要請限度を超えた場合、都道府県知事は、道路管理者に対して騒音防止のための道路構造の改善などの措置をとるよう要請したり、都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請したりすることができます。

#### **溶存酸素量 (DO)**

水中に保持されている酸素のことです。一般に、汚染が進むと酸素の濃度は低下します。



北本市環境基本計画

環境年次報告書（平成29年度版）

発行 北本市

発行日 平成30年1月

編集 北本市市民経済部環境課

〒364-8633 北本市本町1-111

TEL 048-591-1111